

熊本市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校の問題をはじめ生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消のために、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関と連絡・調整を進め、子どもに関わる課題や環境の改善を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

熊本市教育委員会事務局学校教育部総合支援課教育相談室にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校からの派遣要請に応じて、家庭や学校、または関係諸機関等に派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

精神保健福祉士2人、社会福祉士7人、いずれもソーシャルワークの経験が3年以上ある者を配置した。勤務形態は、原則的に、一人あたり、土曜、日曜、祝日を除く週5日、1日5時間、週25時間程度の勤務で、平成28年度の年間勤務時間は、1人1,100時間で、合計9,900時間活動した。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「熊本市スクールソーシャルワーカー活用の手引」を作成し、事業の目的や活動内容、派遣までの流れ等を示している。また、年度当初に市内全小中学校に「熊本市スクールソーシャルワーカー配置事業の実施について」を通知し、事業について周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー9人、教育委員会担当指導主事等

（2）研修回数（頻度）

①事例検討会（毎週） ②グループスーパービジョン（月1回） ③各スクールソーシャルワーカーの個別スーパービジョン ④ライブスーパービジョン（随時） ⑤外部SV等によるスクールソーシャルワーカー研修会（年間3回）

（3）研修内容

【①～④】 ケースの進行管理、支援スキルなど資質の向上等

【⑤】 熊本県社会福祉士会長による講演をはじめ、各スクールソーシャルワーカー担当ケースや本市スクールソーシャルワーカー事業に対する助言等

（4）特に効果のあった研修内容

- ・身近にスーパーバイザーがいることでスクールソーシャルワーカーがすぐに相談でき、支援が充実した。また、困難事例への対応もスムーズにできた。
- ・スーパーバイザーがすべてのケースに関わることで、熊本市の学校及び子どもの状況を全体的に把握できるため、より効果的な支援が展開できるようになった。
- ・専門家によるスーパーバイズを研修に取り入れたことで、スクールソーシャルワーカーの資質向上さらには本事業の運営面での充実を図ることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法 SVが支援方針助言や困難ケースの支援等を行うことで、効率的・効果的な運用を図る。

（6）課題

派遣依頼数の増加に伴い、スクールソーシャルワーカーの対応ケースが多様化している。また、問題や課題が複雑なケースが多く、解決までかなりの時間を要する。今後も研修内容を充実し、専門的知識や技能の向上を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】発達に課題があり、家庭環境が急変した児童への支援のための活用事例（⑥発達障害、⑥家庭環境）

当該児童は日常生活全般において介助を要する状況であったが、両親の強い希望で通常の学級に入学。母が毎日登校に付き添い終日学校で本児の世話をしていた。その母が病気で他界した。その後は母の代わりに伯母が仕事を休職して本児の支援を引き続き行っていた。父、伯母、学校、教育委員会、区役所の保健子ども課等が話し合いを重ねたが、母の意思を尊重したいという父の思いは変わらなかったため、学校からSSWへ支援依頼があった。

SSWは父、伯母と面接。家庭生活の状況や、本児の将来について話し合いを重ね、SSWからは、知的障害児施設へ入所し、そこから支援学校に通学すること、父親がお休みの休日に当該児童が自宅に戻る生活スタイルを提案した。また、相談支援事業所及び学校と連携し、特別支援学校や入所施設の見学を行った。その結果、父や伯母は安心して施設入所を選択し、支援学校への転学も希望され、現在に至っている。

【事例2】家庭環境に問題があり不登校であった生徒への支援のための活用事例（③不登校、④児童虐待）

当該生徒は母親の虐待を受け小学校時代の1年間は施設に入所した。両親は離婚しており本人は精神疾患を持つ母親と、高校を中退した姉と生活していた。母は自分自身のことで精一杯で本人とのかかわりが薄く家事等もほとんど行わない状況であった。本人は同年代の生徒と関わりを持つことが難しく、中学入学後ほとんど不登校となりSSWへ支援依頼があった。

SSWは本人と定期的に面談を継続し関係作りを行った。別室でできる活動から担任に提案し、少しずつ本人の学校での居場所作りを行った。ユア・フレンドの活用を行い、近い年齢の生徒とも話ができるようになった。家庭の変化は難しい状況であったが、母子関係が悪化しないように児童相談所が継続的に関わりを続けた。卒業までの3年間SSWは本人の登校状況を改善し全日制の高校に進学した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成28年度はスクールソーシャルワーカー9人体制で事業を実施した。各区担当の5名に併せ広域担当として3名配置し、区役所や地域関係機関との連携を図った。1人はスーパーバイザーとして全ケースに関わり指導助言及びマネジメント等を行った。

【平成27年度】

- ・支援人数：小学校269人、中学校252人、合計521人
- ・支援内容：家庭環境の問題446件、発達障害に関する問題318件、不登校303件（重複有）他
- ・終結人数：209人（終結率40.1%）

【平成28年度】

- ・支援人数：小学校323人、中学校298人、合計621人
- ・支援内容：家庭環境の問題519件、発達障害に関する問題383件、不登校376件（重複有）他
- ・終結人数：234人（終結率37.7%）

（2）今後の課題

- ・小中学校からの派遣依頼数が年々増加しているため、今後さらに効率的・効果的な対応をしていく必要がある。
- ・平成28年熊本地震における中長期的な対応と、多様化、複雑化する相談内容に的確に対応するために、SSWの資質・技能の向上を図る必要がある。
- ・学校や保護者に向け、スクールソーシャルワーカーの活動内容についての理解をさらに深める必要がある。

旭川市

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

・児童生徒に見られる問題と思われる状況等の背景には、児童生徒を取り巻く家庭や地域等における環境が複雑化していることが要因の一つとして考えられることから、そうした環境へのアプローチの方法を探り、選択肢を増やしていくためのサポートの一つとして教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の支店を取り入れながら状況の改善を図っていくことを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

・子育て支援部所管の子ども総合相談センターに配置し、児童虐待や不登校・いじめ相談を受けている家庭児童相談員等との連携、情報共有を行っている。

・学校数が多いため市内全小中学校を対象に電話相談を中心とした派遣型の体制を基本とし、適時的な支援を行うこととしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

・1名（精神保健福祉士，教員免許状），非常勤嘱託職員，週29時間勤務（週4日9：00～17：00）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

・策定していない。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

・市独自研修は行って居らず，道教委主催の道内事業実施市町村及び単費事業実施市町村SSWを対象として研修等に参加している。

（2）研修回数（頻度） 年1回

（3）研修内容

道教委主催SSW連絡協議会，地域別研修会において，道教委担当者の説明，事例発表・質疑，研究協議を行った。

（4）特に効果のあった研修内容

学校における今日的な課題及びSSWが求められること，SSWが学校のニーズを共有するための具体的方策

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 なし

○活用方法

（6）課題 特になし

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校，母親のメンタルサポートのための活用事例（③⑥）

小学校5年男子。両親，本児，弟の4人家族。本児は自閉症スペクトラム，不安障害の診断を受けている。以前から不安定であり不登校気味であったが，3学期から本格的に不登校となっている。児童デイにも通えていない状況。

母親は最近うつ症状があるが，受診には至っていない。

本児の主治医である小児科医師より，母親支援について依頼あり，SSWが介入。

母親は本児と関わらなければと思うが身体がついていけない状態。気持ちが沈む状態が続いており、不安定。職場でも家庭でも気を使い、気持ちが休めるときがない生活。

S S Wは、本児の状態は母子関係によるところが大きいと捉え、まずは母親のメンタルサポートを目的とし、1～2週おきの面接を実施。母親の精神科受診勧奨、メンタル面が安定した上で本児に寄り添った関わりができるよう支援を行う。

小学校及び小児科主治医と随時連絡をとり、本児と母親の状況及び支援内容について情報共有を行う。母親は自己決定が難しい面があり、各機関が統一した支援方針で関わることで母親が優先順位をつけながら整理して行動するための支援を行った。

母親は受診に至り、抗うつ剤の内服により気持ちが安定。本児に対しても期待した反応がない場合なども余裕を持って関わるなど、徐々に落ち着いている。

今後も母親との面談を中心に継続的な関わりを行い、母親のメンタル面のサポート及び児への関わりについて助言を行っていく。

【事例2】発達障害等を抱えるケースのための活用事例（⑥）

小学3年男子。母、姉、兄、本児による母子世帯。

小学校からS S Wに連絡あり、母親が悩みを抱えて対応できずに困っているとのことで対応依頼

本児は多動傾向があり、友達とのトラブルが多い。持ち物の管理や片付けが苦手な面がある。

18歳の兄はASD、うつで入院しており、母親は兄に対する心配の方が大きい。

S S Wは、母親の不安軽減と問題整理を目的として面談及び電話支援を実施。

本児は学校でのトラブルを繰り返していること、家庭でも反抗的な態度をとることがあり、母親はイライラを抑えきれないことがある。母親がASDやADHDの特性を理解できず、対応しきれない状況があることが推測された。本児の特性を知り、互いのストレスを回避した対応をするため、発達検査実施と特別支援学級利用について提案。

また、経済困窮について生活保護申請、兄の退院後の生活について福祉サービス等の情報提供を行った。

母親の同意を得た上で、小学校の担任と連絡をとり、S S Wの支援内容と学校側の見解や対応について情報交換。

今後も発達検査の結果等を踏まえ、学校や関係機関と連携した支援を実施する。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・平成28年度においてS S Wが対応したケースは43件（新規実件数）であり、昨年度に比べて増加している。家族や学校からの一つ一つの相談に、面接・訪問等で対応した。

・問題を抱える児童生徒を支える保護者と担任（学校）が、児童の状況や課題、支援方針等について情報の共有化を図ることができた。

・担任（学校）に対し、S S Wが教員の視点とは異なる視点で状況に応じた働き方を検討し、協働しながらの取組を図ることができた。

（2）今後の課題

・学校や関係機関等に対し、S S Wを活用した相談や支援、状況の見立てや手立てを相談者と一緒に考えるというスタンス等についての認知、理解を得ながら相談支援活動を進めていく必要がある。

・関係機関との連携を一層密にした学校や保護者等への支援を進めていくことが必要である。

宇都宮市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が置かれている複雑な家庭環境などを背景として発生する問題行動等，学校だけでは解決が困難な事案に対し，社会福祉について専門的な知識や経験に基づき，学校や家庭と福祉部門等の関係機関を繋ぎ，問題の解決に当たることができるよう支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

学校現場からのニーズを的確に把握しながら対応するとともに，福祉部門等の関係機関との連携を図りやすくするため，児童生徒指導を所管する教育委員会事務局学校教育課内にスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を配置している。

採用にあたっては，市のホームページ等で募集要項を掲載するとともに，栃木県社会福祉士会に周知協力を依頼し，専門性を有する人材の確保に努めている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 2名
- ・資格 社会福祉士の資格を有する者
- ・勤務形態 1週間当たり2人それぞれが3日（1日7時間）勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

SSW配置の目的や活用方法について記載した教職員用のリーフレットを配布した。また，校長会や児童生徒指導関係の連絡会議等で周知を行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSW，担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・SSW活用事業研修会（県教育委員会主催，年1回）への参加
- ・市子ども家庭支援室との連絡協議（年1回）
- ・各種研修会への参加（適宜）

（3）研修内容

- ・SSWのあり方について
- ・事例研究会及びSSWの今後について
- ・個別の事例についての検討及び情報交換
- ・各種研修会内容に沿ったもの（家庭の貧困や不登校などについて）

（4）特に効果のあった研修内容

- ・SSWのあり方について
- ・個別事案の検討

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置：なし

O活用方法：なし

（6）課題

- ・対応件数の増加に伴い，課題が複雑化・多様化しているため，解決に時間を要する事案が増えている。効果的な研修内容を充実・精選し，専門的知識や技能の向上を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】病気により登校しない児童生徒とその家庭への支援のための活用事例（③不登校，⑥その他）

当該生徒は重度の病気を理由に長期的に欠席していた。学校は当該児童生徒とその家庭の置かれた状況を理解し、定期的に当該児童生徒と保護者との関わりを続けたが、欠席が長期に続いたため、学校がSSWに調査や支援を依頼した。SSWがすぐに病院と連絡を取り合ったところ、病院の見立てでは、入院中や退院直後は別として、登校は可能であり、病院は当該児童生徒が登校していると思っていた。すぐにSSWが病院と学校を繋ぎ情報共有を行ったが、保護者が当該児童生徒の病状を思い悩んでいる現状を鑑み、健康診断等を理由にしながら、病院と学校がそれぞれ共通認識をもって時間をかけて当該家庭に関わっていった。現在は、SSWのコーディネートにより、病院と学校が同一歩調で当該児童生徒の病状を見守りながら、当該児童生徒と保護者と登校に向けての話し合いをすることができるようになった。

【事例2】生徒の精神的不安定改善のための活用事例（⑥その他）

自死をほのめかし家出をした児童生徒について、SSWが当該児童生徒と関わっていた警察と児童相談所に声をかけ、ケース会議を行った。その結果、学校はSCによる当該児童生徒と保護者との面談を通じて当該児童生徒の通院勧告を行い、児童相談所は当該児童生徒と保護者への定期的な面談を行った結果、精神科への通院がなされ、当該児童生徒の精神的な安定が徐々に見られるようになった。現在は安定した状態で学校生活を送ることができるようになったが、SSWのコーディネートにより、通院やSC面談、児童相談所による家庭との関わりを継続させ、万一に備えて警察への情報提供も行っている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

		平成27年度 (配置初年度)	平成28年度	平成29年度 6月末時点	平成29年度 見込み
A	新規ケース	36	47	19	76
B	前年度からの継続	0	26	43	43
C(A+B)	年度対応数	36	73	62	119
D	終結ケース	10	30	5	31
E(C-D)	次年度へ	26	43	57	88

※平成27年度は36件のケースに対応
 ※平成28年度は73件のケースに対応



平成29年度は119件の
 ケースに対応する見込み

- ・SSWの実効性が学校現場に広まり、学校からのSSWへの要請が高まっている。よって平成29年度では実質上の増員を図った。

⇒平成28年度：2人がそれぞれ1週間3日勤務→平成29年度：2人それぞれ1週間5日勤務

（2）今後の課題

今後も、学校からSSWへの要請件数の増加が見込まれることから、知識や経験豊富なSSWの継続的な人材確保、資質向上を図るための体系的な研修体制の整備、予算措置などが課題となっている。

前橋市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

○学校だけでは解決が困難な事案等が発生し、学校からの相談や要請を受けた場合、青少年支援センター指導主事とともに学校に訪問し、人間関係性の見取りやカウンセリングから、事案の解決に必要な情報を収集する。

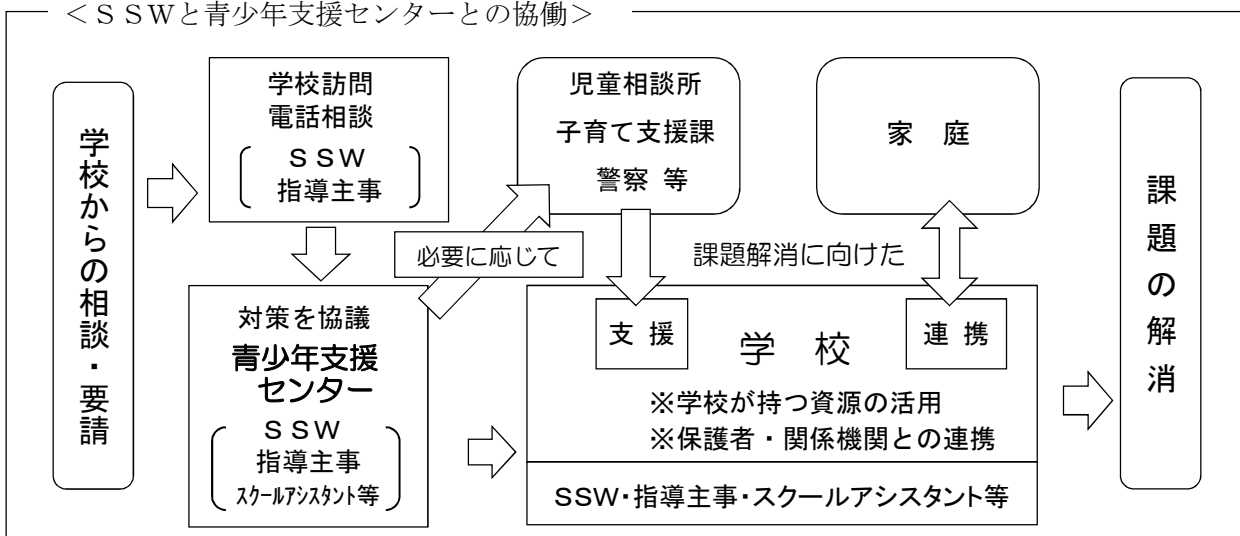
<業務内容>

- ①問題行動等にかかわる児童生徒の関係性の見取り
- ②関係した子どもたちや保護者の心のケア
- ③校内でのケース会議等への参加
- ④いじめ相談ダイヤルでの相談対応
- ⑤校内研修・PTA研修会等への参加

(2) 配置計画上の工夫

○青少年支援センター内に配置し、必要に応じて各学校へ派遣する。

<SSWと青少年支援センターとの協働>

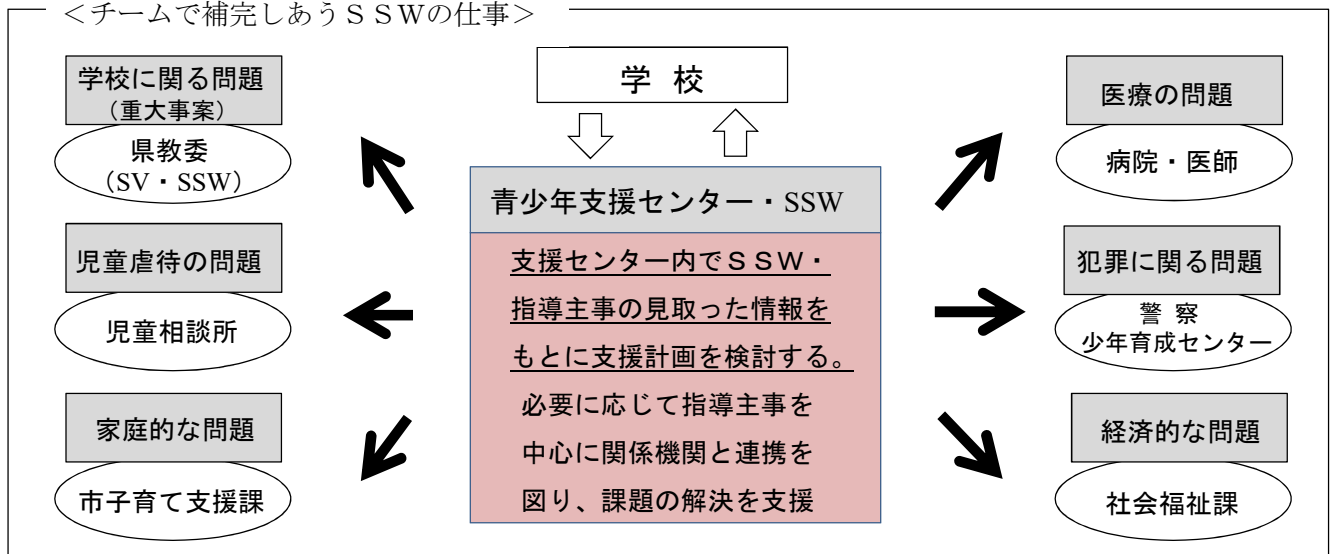


(3) 配置人数・資格・勤務形態

- ①配置人数：1名
- ②資格：臨床心理士
- ③勤務形態：5日/週、6時間/日

(4) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

<チームで補完しあうSSWの仕事>



<各学校への周知方法>

○校長会議・教頭会議・生徒指導主任会議等を通して、各学校への周知を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

○本市におけるSSWは1名配置のため、定期的な研修は開催していない。また、SVも設置はされていないため、SSWは自己負担において定期的にスーパービジョンを受けて自己研鑽を重ねている。SSWが受けたスーパービジョンは、俯瞰的かつ多角的な視点からとらえた助言として、その後の効果的な対応に寄与している。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】事故による学校全体への緊急対応のための活用事例（⑥）

家庭で生じた事故を受け、対象生徒へカウンセリングを行い、潜在的な心理を分析して学校と情報共有を図り、組織的な支援の充実に努めた。カウンセリングを継続する中で自己開示が図られ、事案の背景には保護者とのかわり方や人間関係における当該生徒の特性が要因となっていることが判明した。そこで、教育相談部会において①担任による母子関係の理想モデルづくり、②学年主任・生徒指導主事による担任のフォローアップ、③スクールカウンセラーによる母親のカウンセリングと関係者へのコンサルテーション、④SSWのカウンセリングによる当該生徒の心の整理と今後の目標づくり、という指導体制と指導方針を策定し、組織的・体系的な支援体制を構築して長期に渡って支援を継続した。教師による意図的な声かけや活躍の場の提供により、自己肯定感が醸成され、健全な成長が見られるようになった。

【事例2】学級復帰を目指した不登校支援のための活用事例（③）

体調の変化から不登校傾向となり、母子ともに離人症を訴えるようになった。学校からの相談を受け、母子へのカウンセリングを開始した。母子ともに不安が先行し服薬が改善の方策と考えていたが、生育歴の振り返りから、人間関係づくりと論理的な学習が苦手であることを再認識することになった。そこで、SSWによるソーシャルスキルトレーニング、担任と母親のきめ細かな情報交換、教育相談担当による個別支援等、家庭を含めた包括的な支援を行った。その結果、母親の安定さらには母子関係の改善が見られ、当該生徒も中学卒業後の進路を選択することができた。また、中学校から進学先への情報提供と見守りの依頼、卒業後の相談機関の紹介も行われ、将来への見通しを持った支援へとつなげることができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○学校訪問 11校 対象児童生徒12名 合計153回

- ①対人関係に課題のある児童や、共依存の傾向にある母子関係の改善に向けてカウンセリングを行い、教職員と情報を共有し指導に生かした。
- ②教師の指導に従わない学級集団の改善のために、指導主事と一緒に学級を見取り、児童相互及び教師と児童との関係を分析し、信頼関係の促進に向けた助言を行った。学年職員や養護教諭等を交えたサポート会議を開催したことが、担任の負担感の解消と学校全体の目標設定につながり、段階的な指導を行うことができた。
- ③各学校に配置されているスクールアシスタントを対象に、不登校傾向の子どもや家族とのかわり方について研修会を行い、スクールアシスタントの指導力向上を図った。

(2) 今後の課題

- ①SSWが一人体制であるため、複数の事案に同時に対応することが困難である。
- ②今後、社会福祉士や精神保健福祉士の人材確保も視野に入れていく必要があるが、学校の願いを理解し協働できる資質を有する人材採用の方法を検討する必要がある。
- ③SSWの役割と効果が認知され学校からの需要が高まってきている。しかし、SSWの支援が効果的に行われ、学校の組織力が高まるものとするためには、チーム学校としての校内体制の整備と教職員の意識向上を図る必要がある。
- ④SSWの効果的な活用に向けて、学校内にコーディネーター的役割を担う職員を位置づける必要がある。

高崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校やいじめをはじめとする子どもの問題行動の原因や背景を広い視野からとらえ、家庭環境の改善を含めた組織的支援に参加し、支援全体の活性化や充実を図り、問題の解消を目指す。

学校への支援においては、校内のチーム支援体制づくり、関係諸機関との連携及び協力体制づくり、校内ケース会議の開催と活用、本人や保護者への教育相談、家庭訪問や関係諸機関利用への協力や情報提供等を行う。このような支援において、スクールソーシャルワーカーは福祉職としての専門性を生かし、支援全体の調整役も務めながら、学校の取組の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内小・中学校の実情に応じて、スクールソーシャルワーカーによる支援対象地域を4地域に分け、拠点型・派遣型として該当する小・中学校への訪問支援活動を実施し、重点的に支援する。また、兄弟姉妹で小・中学校への支援が必要な場合もあるため、中学校区を区分として同じスクールソーシャルワーカーを配置する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 スクールソーシャルワーカー 4名
- ・所有資格 社会福祉士、精神保健福祉士、その他社会福祉に関する資格、心理に関する資格【重複あり】
- ・勤務形態 週4日（月～木曜日）、1日7.5時間勤務、週30時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・スクールソーシャルワーカー活用マニュアルを作成し、小・中・特別支援学校及び関係機関へ配布する。
- ・定例校園長会議や副校長・教頭会議、主任児童委員研修会、適応教室指導員研修会等で説明する。
- ・拠点校、新規派遣校については、年度の初回訪問時に、担当指導主事が同行して個別に説明する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- ・年複数回、研修会等へ参加。（文科省後援の研修会や県の「SSW推進シンポジウム」など）
- ・庁舎（学校教育課）に全員が勤務する日に、担当指導主事を含めた事例検討会や情報交換をする。

（3）研修内容

- ・児童福祉の観点から、発達障害、虐待、貧困の児童・家庭への対応について考える。
- ・事例コンサルテーション

（4）特に効果のあった研修内容

スクールソーシャルワーカーが個々に抱えている事例に対して、他のワーカーたちがそれぞれの経験の中から、具体的な対応策を出し合って検討会を実施したことで、効果的な支援に努めることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

現在、スーパーバイザーの設置はない。

（6）課題

- ・事例検討会や研修会等の定期的な実施と、さらなる内容の充実
- ・スーパーバイザーの設置
- ・研修費（出張費・講師謝金など）の拡充

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策のための活用事例（家庭環境の問題、福祉機関との連携、発達障害）

- ・小学校1年生（特別支援学級・父子家庭（叔母が同居））
- ・本児とその弟が自宅からいなくなり、学校と警察が捜すことをきっかけにSSWが介入。弟は、幼稚園が終わると父方祖母宅で祖母が面倒をみていた。そのため、本児は放課後デイサービス利用を開始し、居場所作りができたため、どこかに行ってしまうことはなくなった。
- ・同時に、父が経済的に困窮していることを祖母から告げられた。SSWは父と相談し、生活保護でなく生活困窮者自立支援法における住居確保給付金と自立相談支援事業による就労支援を受けることになった。支援活動を通して、父がエンパワーされていくことで自信をつけていく様子を、他の機関の支援者とともに、SSWとして見守ることが出来た。そして、正社員としての就労が決まり、社会福祉協議会から緊急小口資金の貸付を受け、当面の生活基盤を築くことができた。
- ・父は本児への関わりや養育に対して困り感を示したため、SSWは児童相談所や子ども発達支援センターを紹介し祖母、父親と叔母が相談へ行った。
- ・支援を通して、父や叔母の養育力の低さがうかがえたため、現在もなお、支援のキーパーソンである祖母と連絡を取りながら、学校、放課後デイ、こども発達支援センター、児童相談所と連携体制を維持している。

【事例2】貧困対策のための活用事例（強迫性障害・父の精神疾患・生活困窮・家庭環境の問題）

- ・小学校6年生（A君）
- ・A君は強迫性障害であり、中学年の頃から集団での適応が困難になり離席が増える。また、父が精神疾患をかかえており、感情の浮き沈みが激しいため、A君にも大きな影響を与えていた。A君は、学校では他者にエネルギーを向けていくタイプであったが、高学年になるにつれ、自傷等感情が内に向けられ、登校を渋るようになりSSWに相談があり介入。
- ・まずSSWはA君との関係をつくるため、教室での関わりや、離席の際に保健室へ同行することを通して信頼関係を築いていった。同時に父・母支援で家庭訪問を繰り返しながら、障害福祉課・社会福祉課・クリニック・発達支援センターと連携し、父の自立支援医療、生活支援等外部の支援体制を整えた。
- ・また、影響力のある父とA君との関係を悪化させないこと、A君への療育的支援が必要であること等を考え、放課後デイサービスにつなげた。さらに、SSWはクリニックと連携しながら母を支え、家庭訪問、面談を続け、学校では、養護教諭、担任と連携し、校内での対応について共通理解を図るようにした。
- ・このように、A君を追い詰めない支援体制を整えながら、学校、家庭、A君を多方面から支えた結果、3学期にはA君も落ち着きを取り戻し、卒業式にも参加できるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・支援対象人数は、小学生134人、中学生69人
- ・訪問回数は、学校訪問1131回、家庭訪問554回、関係機関訪問307回
- ・スクールソーシャルワーカーが支援した事案のうち、「問題が解決」または「問題が好転した」件数の割合は、支援全体の26.7%である。
- ・教職員とのケース会議だけでなく、関係機関と連携した活動を行うことで、家庭に係る問題など児童生徒を取り巻く生活環境の改善に、スクールソーシャルワーカーの支援は効果的なものとなっている。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの人材確保とスーパーバイザーの設置
- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修体制の充実
- ・学校からの要請に対する支援体制の見直し

川越市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校等の課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るため、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、川越市の教育相談体制の一層の充実に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

川越市の相談機関である教育センター分室（リバーラ）にSSWを3名配置している。学校長の要請により、教育委員会が学校等に派遣している。

29年度より配置型導入を予定のため、10月より、1名を小学校に配置し、配置型のモデル実践を行った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数 3名

資格 精神保健福祉士 3名 社会福祉士 2名 教員免許 1名

勤務形態 1名→年間80日、1日6時間 2名→年間40日、1日6時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「川越市立教育センター分室スクールソーシャルワーカー活用指針」を策定し、学校等に配布して活用を図っている。また、スクールソーシャルワーカーにも、研修会で周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー 3名

（2）研修回数（頻度）

年5回（4月、7月、8月、10月、2月）

（3）研修内容

- ・事例検討
- ・講話（SSWの業務 チーム支援と校内体制）
- ・教育相談コンサルテーション研修会、特色あるさわやか相談室づくり研修会に参加

（4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 あり

○活用方法

- ・研修会の講師（講演）
- ・事例検討におけるスーパーバイズ

（6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの専門性向上のための研修内容の充実
- ・配置型、拠点校型への移行に向けて、学校内での対応の在り方についての研修の実施

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（③不登校⑥その他）

<ケースの概要>

- ・小学校男子。父、母、姉。母は、養育力が低く、父が出勤した後、渋る本人を登校させることができない。

<SSWの支援>

- ・学校訪問し、客観的事実を把握した後、両親と面談した。出勤後の家庭の状況を父に伝え、理解を得るとともに今後の対応について話をする。
- ・その後、登校ができるようになったが、教室で不適応を起こし、授業妨害等をするようになる。SSWが教室訪問し、対応について担任・管理職と話し合う。
- ・保護者面談を繰り返す中で、保護者から発達の不安が出てきた。SSWが医療につなげる。
- ・病院のワーカーと情報共有し、学校に伝える。

<成果>

- ・本人が徐々に安定しはじめ、学校生活も順調に送れるようになってきている。

【事例2】保護者が不安定で養育が不十分な児童のための活用事例（①貧困対策③不登校）

<ケースの概要>

<概要>

- ・小学生の兄弟。母子家庭。母が精神的に不安定で、午前中起きられない。そのため、毎日午後から登校していた。学力が身につかず、欠席が増えている。

<SSWの支援>

- ・管理職と一緒に家庭訪問。福祉との関わりを拒絶していた母だが、SSWの話には応じた。
- ・定期的に家庭訪問する。家庭訪問した際には、兄弟を連れて登校させる。
- ・登校後、兄弟の学習支援も手伝い、関係性を深める。

<成果>

- ・粘り強く関係性を作ったことから、母、兄弟共にSSWを信用するようになった。兄弟は、SSWが来ると喜んで登校するようになった。母も前向きになり、早起きを心掛けるようになった。福祉へのつながりの拒否もなくなった。個別学習で学校への抵抗がなくなったことと、母が早起きするようになったことで、兄弟の不登校が改善された。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・3名のスクールソーシャルワーカーが対応した件数 63件（1名80日、2名40日勤務）
そのうち、問題が解決・改善したケースの割合は、 86%
- ・訪問回数 130回（学校105回、家庭22回、その他3回）
- ・ケース会議数 86回
- ・SSW配置事業も2年目となり、継続的にかかわるケースが増えた。また、配置型のモデル実践を勧めたことにより、家庭訪問数やケース会議の数も増加している。
- ・大学教授のスーパーバイズにより、SSWの質が向上している。スーパーバイザーが率先してケースを担当するため、学校からの信頼を得ることができている。

（2）今後の課題

- ・平成28年度までは派遣型で活動していたが、29年度より配置校型を導入開始をする。配置型と派遣型を併用しての運営方針を作成していく。
- ・今後、SSWの増員や困難事例の増加が予想させるため、質の向上が見込まれる研修の在り方を考えていく。

越谷市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校・暴力行為・児童虐待等の問題に対して、児童生徒が置かれた環境に働きかけ、関係機関と連携しながら問題解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

中核市移行に伴い、平成27年度より市としてSSW3名を教育センターに配置している。（平成26年度は県費によるSSW2名を配置）また、本市では、市内全ての小・中学校45校において「小中一貫教育推進研究」として研究を委嘱している。このことを受けて、小中一貫校としてブロックを組んでいる小中学校区に合わせてSSWを配置することで、小中一貫教育を踏まえた包括的支援にあたっている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

①配置人数 → 教育センターに3名配置（小・中学校長が教育センター所長宛に派遣を依頼し、所長が地域担当SSWを該当校へ派遣する。）

②資格 → 社会福祉士・精神保健福祉士等

③勤務形態 → 原則として平日週2日、1日あたり7時間（9：00～17：00）とし、月曜日から金曜日の間に割り振る。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

ガイドラインを作成し、活用のねらい、校内教育相談体制におけるSSWの位置付け及びスクールソーシャルワーク活動における留意事項等を校長会等で周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

①市独自に主催している福祉関係及び保健関係の研修会に参加

②県が主催している研修会に必要な応じて参加（希望参加）

（2）研修回数（頻度）

①学期に1回程度

（3）研修内容

①児童虐待関係

②DV関係

③カウンセリング関係

（4）特に効果のあった研修内容

DV関係

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

①SVの設置 → 無

②活用方法 → 無

（6）課題

社会情勢及び経済状況等の変化による保護者の失業や精神疾患等が増加傾向にある。それに伴う家庭環境が悪化しており、今後ますますネグレクト等の問題に対応する必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校解消のための活用事例（③不登校）

幼児期より集団体験もなく、小学校低学年より不登校状態であった兄弟が、SSWの家庭訪問の継続によって登校するようになった。母の孤立が激しく、他機関の関わりもない家庭であったが、週1回の家庭訪問の中で、母や子供たちとの信頼関係を構築していった。兄が中学に進学するタイミングで開かれた小中合同のケース会議にSSWも参加し、小中の教員が綿密な連携を行う中、情報提供を行った。その結果、小学校のときの担任が、中学校に兄を連れて行ったりする中で、登校を始めることができるようになった。

【事例2】精神疾患を抱える母親への支援のための活用事例（③不登校）

母は20代から摂食障害。父は本児が小学生のときに死亡。それ以来、分離不安からか学校へ自力で行けず、母の送迎が必要になる。母は父を失った悲しみや経済的な不安や毎日の生活のストレスから鬱病が重篤になったために家事もできなくなり、朝、起きることもできず、本児が不登校になった。SSWが生活保護受給のため、生活福祉課に連絡を取るとともに福祉サービス利用のため精神障害者手帳取得に向けて障害福祉課との仲介を行った。母は病院へ通うことで精神がやや安定し、養育態度に改善が見られている。また、介護保険の案内や、母親の養育に関するアドバイスを、家庭訪問を通して行っている。

【事例3】日本語習得が苦手な生徒への支援（③不登校）

本児は、小学生のとき、外国から母と来日した。その後、父と暮らすために引越しもした。その頃から中学校への登校しぶりや、部屋に引きこもる生活が始まる。日本語習得が未熟なため、意思を伝えられない、日本語を話す自信がない、授業がわからない、テストができない、等の理由を、SSWが家庭訪問で聞き取り、母親との面談を重ねる中で、母親の精神安定も支えていった。また、担任と一緒に家庭訪問を行い、異文化の中で暮らす不安を受容し、二つの文化を知る本児に自信をもたせた。学力面では市の日本語教室を紹介し、日本社会の中で生きていく力をつけることを目標にしながら、支援を続けている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○不登校発生率について

	H25	H26	H27	H28	H29目標値
小学校	0.18%	0.22%	0.19%	0.20%	0.10%
中学校	2.14%	2.31%	2.06%	2.03%	2.06%

※H29目標値は「平成29年度 総合的な不登校対策」に掲げる数値

児童生徒が明るく楽しい学校生活を送り、豊かに自己実現を図ることができるよう「平成28年度総合的な不登校対策」のひとつとしてスクールソーシャルワーカーを市内各小中学校の要請に応じて派遣し、学校と連携して児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、問題を抱えている児童生徒及びその保護者等に包括的に支援を行い、問題の解決を図った。その成果として、平成28年度中学校の不登校発生率が平成27年度と比較し、0.03ポイント減少している。

(2) 今後の課題

- ①経済・健康への問題を抱えているケースもあり介護保険、年金制度、未成年後見人制度等、社会福祉制度について知識だけではなく実践的・具体的に活用していくための研鑽を積むことが必要である。
- ②精神疾患の病気の知識や対応の仕方について研鑽を積むこと。
- ③学校、教育センター、関係諸機関（子育て支援課、生活福祉課、医療機関等）と連携をとり、チームとして児童生徒及び保護者を支援していくこと。

柏市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育相談訪問指導員だけでは厳しいと思われる家庭に訪問し、関係機関等と連携し、児童生徒や保護者の課題解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

不登校児童生徒支援事業として設置されている、市内に3か所ある学習相談室に配置することで、不登校の児童生徒の情報が集約できるようにしている。学習相談室の設置にあたっては、市内を3地域に分けて相談、訪問、学習指導を行っているため、地域の不登校支援の拠点となっている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

3名（平成28年度）、教員免許、幼稚園教員免許、6時間/1日 年間136日以内

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「柏市スクールソーシャルワーカーに関する要領」を策定しているが、別に「SSWの活用の手引き」を作成し、各校に配付予定である。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

実施していない

（2）研修回数（頻度）

（3）研修内容

（4）特に効果のあった研修内容

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 無

○活用方法

（6）課題

今後は、より複雑化していく不登校の背景に関わる諸問題への対応、他機関との連携の在り方等について、研修を実施することと、SVを活用することについては、整備していく必要があると考えている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】医療受診へつなげるための活用事例

リストカットを繰り返す中学3年女子。校内で、7針を縫うリストカットをし、養護教諭が病院へ連れていく。これまでも摂食障害の時期もあり、養護教諭が相談に応じていた。

SCへつなぎ、母子のカウンセリングを実施。その結果、母子関係がうまくとれていないことが明らかになった。本児も医療を受けたいという希望があったものの、本児には、病後の後遺症で障害が残り支援が必要な兄がいたため、母親は本児を気に掛ける心の余裕がなかった。また、父親は別の兄の対応に追われ、余裕がなかった。

本児を医療につなげるため、SSWが関係機関に同行受診を依頼。また、受診前に、保健所保健予防課の「心の健康相談」にて、精神科医からアドバイスをもらうよう、母親へ予約方法を伝えた。

母親への支援として、兄の養育軽減を図るため、放課後デイサービスの利用につなげた。母親に対して、手続き上の支援が必要なことも分かったため、関係機関へ依頼した。

受診の際、養護教諭も同行受診したことで、校内でも本児の健康状態を把握することができ、対応することができるようになった。医療受診後、リストカットは治まり、落ち着いて学校生活が送れるようになった。

【事例 2】家庭環境の問題のための活用事例（①貧困対策④児童虐待ネグレクト）

父子家庭の父親が失踪した中学3年女子。母親はすでに亡くなっており、父親と二人暮らしであったが、父親が失踪。食べるものがない、と本児より学校に相談があった。

学校は、児童相談所に相談し、一時保護となる。児相で今後について調整し、亡くなった母親の姉宅へ引き取ることとなった。しかし、姉宅も経済的に厳しく、本児への経済的支援が欲しいと訴えがあった。

そこで、養親と本児、中学校との面談にSSWも同席し、今後について話しあった。本児は、高校進学を希望、養親は、失踪した父親の親権を剥奪したいと訴えた。

SSWからは、児童手当、児童扶養手当の情報を提供。また、高校進学に向けての奨学金、教育資金貸付の情報提供、未成年後見人制度の情報提供、親族里親制度の情報提供を行った。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカー活用事業が初年度である平成28年度は、3人を配置し、相談件数がのべ65件、支援のためのアクション回数が1079回であった。この件数・回数が多いのか、少ないのか他年度との比較ができないので、この数字だけでは、成果があったのかどうかは判断できない。

65件のケースのうち、主訴が解消したものが24件であるが、この数字についても単純に成果があったかどうかを判断することは難しい。ケースによって、1度の相談で問題が解消する場合や、数か月、もしくは年単位の関わりを要する場合もあり、当該年度で解消しきれないケースもある。

市内の小学校42校中、対応した学校数は20校（全体の48%）、中学校は20校中13校（同65%）であった。小学校は学級担任制であり、担任が児童の生活面においても密な関わりをすることから、何か問題が起こっても担任が表に立ち、解決に向かう傾向があるのかもしれない。しかし、児童生徒が直面する問題に対し、より早期からSSW等専門家が関わることで、重大事態に陥る前に解消へと向かうと考えられることから、小学校においても活用を啓発していく必要があるといえよう。また、「チーム学校」の視点からも、担任一人に任せるのではなく、校内での支援体制を整えていきたいところでもある。

本市においては、市内を3地域に分け、それぞれの地域にある不登校支援の場となっている「学習相談室」にSSWを配置している。そのため、不登校の背景に家庭環境の調整や他機関の支援が必要なケースに関しては、早急にSSWへとつなぐことができている。学習相談室には、訪問指導員がおり、家庭訪問や学校訪問に同行することができている。

（2）今後の課題

本市では、平成28年度よりスクールソーシャルワーカー活用事業を始めた。立ち上げ年度ということもあり、勤務形態についても、まだ手探りの状況である。また、質の高いケースワークのためには、社会福祉士、精神保健福祉士の有資格者を採用したいところであるが、他の自治体と比較しても本市の現在の勤務条件はよいとは言えず、公募をかけても希望者がいるかどうかについては、疑問の残るところでもある。各学校の管理職の中でも、積極的にSSWを活用できるかどうかの差がある。これは、まだ実績がなく認知度が低いこと、具体的な活用方法が周知できていないこと、どの場面で活用したらよいのか共通理解されていないことが原因ではないかと考えられる。

そのために今年度は、SSWの活用の手引きを作成したり、教育委員会事務局が中心となり、学校とSSWをコーディネートしていったりすることが求められている。また、「学校教育と福祉の連携」を念頭におき、市の福祉部局と連絡会を開催することで、情報の共有、多方面からの支援を実現していきたい。

今後は先進的な自治体、地域の活動状況等も視察し、柏市の子どもたちを支援していくためのSSWの体制づくりをしていく。

八王子市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校の要因や背景が多様化、複雑化している中で、S S W、心理職及び教員経験者で構成する登校支援チームを配置し、市立小・中学校全体を対象として「個票システム」の活用を通して不登校の未然防止や不登校の解消につながる取組みの支援を行う。特に学校だけでは対応が困難なケースについては、学校の要請によりS S Wを派遣し、福祉的な観点から支援を実施し、関係機関との連携により子どもを取り巻く環境の改善を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・教育、心理、福祉の各領域の専門家チームを構成し、チームとして不登校児童・生徒の実態把握や分析ができるようにしている。
- ・不登校特例校である高尾山学園に配置し、市内の不登校対策の拠点としている。
- ・S S Wの専門性と対応力の向上を図る為、ケースに応じて複数の専門家をスーパーバイザーとして活用する体制を整備している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人員 3名
- 資格 社会福祉士、精神保健福祉士
- 勤務形態 1日7.5時間 週4日（年間192日）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「総合・教育相談活用ガイドー教職員用ー」を作成し全校に配布している。S S Wの活用については、○S S Wとは○どのような時に派遣されるか○支援内容等となっている。また、年間の取組み状況を「総合教育相談室活動報告」として学校及び関係機関に配布している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー全員

（2）研修回数（頻度）

- ・スーパーバイズ：年8回
- ・多摩総合精神保健福祉センター 精神保健福祉研修：適宜

（3）研修内容

- ・ケースの見立てや支援方針、対応、学校との協働、関係機関連携等について、福祉・教育・医療・心理等の分野からスーパーバイザーを招き、そのケースに関わる関係機関の職員も出席して多角的に検討すると共に、S S Wの資質向上をはかる。
- ・多摩総合精神保健福祉センターの精神保健福祉研修は、各S S Wに必要な研修を選択し受講。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・当該ケースの見立てや検討に必要な分野のスーパーバイザーをその都度選定した上で、関係機関職員及び所管内の多職種が加わってケースを立体的にとらえ、支援方針を検討することで、介入の糸口や支援の新たな切り口が見出された。
- ・S S Wによるケース会議運営手法に対するスーパーバイズでは、会議出席者の意見を引出し、学校が持つ力を活用して解決策や支援方法を見出す方法について助言を受け、S S Wの資質向上に役立った。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置

- ・特定のスーパーバイザーに固定をせず、検討を必要とするケースの状況に合わせて、福祉・教育・医療・心理等の専門的見地から助言が得られるスーパーバイザーに依頼している。

○活用方法

- ・1回あたり約3.5時間を確保して、2ケースについて状況や支援経過を説明の上、助言を受ける。
- ・実際にケース会議を開催してその様子をスーパーバイザーが観察し、S S Wのケース会議運営手法について助言を受ける回を設ける。
- ・S S Wだけでなく、課長、課長補佐、主任、所管内研究主事及び心理相談員も出席し、チームで支援方針を検討・共有する。
- ・スーパーバイズ終了後、所管内でふりかえりを実施し、スーパーバイズを受けた内容のまとめや今後の支援への反映、他のケースへの水平展開等を具体的に確認・検討する。
- ・次回スーパーバイズについては、まず検討を必要とするケースをS S Wが選定し、どのような分野からの助言が必要か検討した上で、スーパーバイザーを選び、依頼している。

（6）課題

- ・当該ケース児童生徒が在籍する学校や関係機関も出席してスーパーバイズを実施するため、日程調整が難しい場合がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校対策のための活用事例（③不登校）

《家庭環境》

外国籍母と本児との母子家庭。日本人実父から母へのDVがあり離婚。生活保護受給。

《母の状況》

母には読み書きできる言語はひとつもなく、会話は英語が中心で日本語は不十分なため就労も難しい。また、短気で気性が荒く、居酒屋で暴れて警察に拘留されたり自宅に交際相手を泊ませたりと素行面に問題がある。その一方で本児への愛情は深く、将来しっかりと自立して欲しいという考えを持っている。

《本児の状況》

家庭環境から、小学校低学年から欠席がちとなる。中学入学を前に、母と近隣とのトラブルがもとで転居。小学校の学区から離れた中学に入学することになり、入学後間もなく不登校となった。

《支援とその結果》

SSWは小学校低学年から介入。各種手当や生活保護に関連する手続きを支援し福祉事務所等につないだ。また、学校や児童相談所とも連携し、中学入学後、児童相談所との面談や相談室登校を調整し、本児と一緒に登校して相談室で共に過ごすようにしたところ、本児は同じく相談室登校をしている友人と登校できるようになった。母は文化的・宗教的背景から「校内、または教員であったとしても男性と本児がふたりきりで過ごすことは許さない」と考えているため、SSWは学校が充分配慮していることを母が理解できるように丁寧に接し、登校時には担任や養護教諭が相談室に立ち寄り声掛けをするなど、学校と連携して相談室登校を支えた結果、週に2～3回の登校が安定してできるようになり、高校進学に向けた意欲も出てきている。

【事例2】不登校対策のための活用事例（③不登校）

《家庭環境》

両親、3人きょうだいの5人家族。父は子育てを母に任せきり。

《母の状況》

生真面目な性格で本児の欠席を許せず、正社員からパートに変更するなど、ひとりで必死に本児を登校させようとしていた。本児の不登校に対応する中で、次第に「本児のことが嫌い」、「この子がいなければいい」などと感じるようになり、それが自己嫌悪につながる悪循環を起こすようになった。

《本児の状況》

おとなしいが芯が強く、4年生までは問題は見られなかったが、5年生後半から登校を渋るようになった。登校時は保健室で過ごすなどしていたが、次第に登校できる日数が減ってきた。母とは登校を巡って対立するようになり、家族との外出も嫌がり、入浴も毎日ではなくなる等ひきこもり傾向が強まっていった。医療機関を受診するも原因となる疾患は見つからない。中学入学後しばらくは懸命に登校しようとしていたが、間もなく不登校となり、抜毛などの自傷行為もはじまった。

《支援とその結果》

SSWは6年生から介入。母との定期面談で母の気持ちに寄り添い受け止め、努力を評価しストレスを軽減するよう努めたが、数日するとまた本児にきつく当たるようになることをくり返した。母が本児を突き放そうとすればするほど、本児は母の愛情を求めて母から離れられなくなり、年齢不相応に母にくっついて甘えるようになっていった。

中学入学後は学校以外の登校先を確保する必要性を母に繰り返し伝え、適応指導教室の面談に同行した。当初、本児は母に連れられてやつれた表情にぼさぼさの髪で通級し、教室でも無気力な様子で、登校支援チームの心理相談員が母と本児との面談のために適応指導教室を訪問したこともあった。SSWは適応指導教室を担当する研究主事や在籍校の担任と連携を続け、母が本児の努力を認められるように働きかけたところ、本児の表情も少し明るくなり、通級頻度が上がってきた。母の気持ちも少し開いてきたことで、父や実家の協力を得られるようになり、適応指導教室への送迎は父や祖父母が行ったり、本児がひとりで帰宅したりできる日も増えてきた。母は「いつかは必ず自分の学校の教室で授業が受けられるようにならなければいけない」と考えていたが、「本児にとっては適応指導教室が安心できる居場所だ」と理解し、優しく接することができるようになり、本児は母にきれいに結ってもらった髪で、ほとんど休まず元気に通級できるようになった。研究主事や学校サポーターに支えられて学習にも熱心に取り組み、一部の科目では在籍校の進度と大差なく学習できている。さらに、適応指導教室のムードメーカー的な存在となり、他の生徒と関わりが持てるようになってきた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

本市のSSWは不登校児童生徒対策に特化し、学校からの依頼派遣型で活用している。平成28年度末時点では、市内108校（小学校70校・中学校38校）の市立学校のうち、30校（一部学校には複数の担当ケースあり）にSSWを派遣している。この派遣校数は平成22年度のSSW活用事業開始当初に対して76%増にあたり、SSWの活用は市内小中学校に浸透しつつある。活用事業開始から3年間はSSWを2名配置、平成25年度より3名に増員し、対応力を向上した。平成26年度からはSSWが所属する登校支援チームが市立高尾山学園内に移転し、高尾山学園を不登校対策の拠点として機能強化したことにより、市内全域の小中学校で不登校となっている児童生徒への支援と、個々の児童生徒の状況に応じて高尾山学園を活用することが有機的につながるようになった。学校だけでは対応が困難なケースについてSSWがケースを受理して介入する直接支援に並行して、平成27年度からは学校への間接支援に力を入れている。ケース会議や関係者会議を軸に、学校による支援の糸口や方向性を共に検討し、会議後も継続的に学校を支援することで、不登校の初期段階からの校内での支援が進むと同時に学校の対応力も向上し、校内で他ケースにも水平展開される等、効果が出ている。

（2）今後の課題

不登校以外には目立った問題が明らかになっておらず、保護者の危機感もないために関係機関にはつながらない上、学校からの再三の働きかけにも応じずに、児童生徒の様子が把握できない状態が長期間継続するケースが増えている。このようなケースではSSWの関与を保護者が了解しない場合が多いため、SSWが学校への間接支援のスキルを高める事で、学校の対応力の更なる向上を目指すことが必要となっている。

横須賀市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて、児童・生徒の問題行動等の予防や早期解決に向けた対応を図るため。

（2）配置・採用計画上の工夫

6つの小学校を拠点として配置する。要請により、それ以外の市立小中学校・特別支援学校・高校のケースにも対応する。派遣依頼があった学校のみならず、各スクールソーシャルワーカーが担当する学校を訪問し、支援が必要な児童生徒の早期発見とその対応を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

* 6名（1名が予算上の2名分で勤務しており実質は5名）

* 社会福祉士または精神保健福祉士、その他社会福祉や教育等に関して専門的な知識や経験を有する者。

* 非常勤職員として、4名は年間35日、1名は年間70日、1日7時間45分勤務。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

◆実施要綱

①趣旨 ②スクールソーシャルワーカーの派遣 ③スクールソーシャルワーカーの職務

④経費負担 ⑤連絡協議会 ⑥その他

◆活用の手引き

①スクールソーシャルワーカーとは

②スクールソーシャルワーカーが活用される場面の例

③スクールソーシャルワーカーにできること（支援教育コーディネーターと連携して）

④教育委員会の役割

⑤スクールソーシャルワーカーが対応する前に学校で準備しておくこと

⑥スクールソーシャルワーカーの対応例

* 学校あて文書、各種研修会・連絡会等を通して周知。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・市所属スクールソーシャルワーカー5名

（2）研修回数（頻度）

- ・年3回

（3）研修内容

- ・事例検討
- ・他機関との連携協議
- ・情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

- ・扱っているケースの一つをピックアップし、他のスクールソーシャルワーカーと共にケース検討を実施。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

- ・5名中1名のスクールソーシャルワーカーがスーパーバイザーを兼ねる。

○活用方法

- ・年2回、他4名のスクールソーシャルワーカーの拠点校を訪問し、スーパーバイズを実施。
- ・年3回の研修（情報交換会）での事例検討におけるスーパーバイズ。

（6）課題

- ・関係機関との顔の見える連携の強化。
- ・1名のスクールソーシャルワーカーがスーパーバイザーを兼ねており、そのスーパーバイザーが主で対応しているケースもあるため、スーパーバイズが後手になってしまう。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】暴力行為、発達障害等に関する課題への活用事例（④・⑤・⑥）

周りの児童や教師への暴力的な行為が見られる男児についての相談で、学校よりSSWの派遣依頼。SSWが保護者と面談をする中で、子どもへの困り感と同時に、虐待的な行為を確認する。その後、学校とSSWでケース会議を持ち、児童相談所や療育相談センター等との連携も考えたが、最終的に警察の少年相談保護センターを紹介することを決める。SSWからの紹介で本人及び保護者と保護センターで面談をするようになった。保護者へは、子どもへの関わりのアドバイスを中心に、子どもへは、心理検査の実施や触法行為という視点から話をしてもらった。また、学校でも本人の困り感を保護者に伝える中、年度替わりに支援級に転籍。小集団でより適する支援を受けられることによって、暴力行為が減少し、周りの児童や教員とのかわりが改善した。

【事例2】不登校、児童虐待に関する活用事例（③・④）

家事手伝いや下の子の面倒を見るという理由で欠席が目立つ小学校女児。児童相談所と連携しているケースであったが、学校からの要請でSSWもケース会議に参加。役割として、母との関係作りに始まり、その後下の子である未就学児が保育園に入園できるよう支援。結果、未就学児が保育園通室を開始し、女児も家事負担が減少。登校できる日が増加した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 「児童生徒を取り巻く環境チェック」という調査を、市の取り組みとして年2回実施。そのチェックに当てはまる児童生徒においては、スクールソーシャルワーカーが訪問しての聞き取りを実施した。それによって、環境面での支援を必要とする児童生徒の早期発見、対応ができるようになった。また、この取り組みで、各学校とSSWとがより身近な関係になった。
- 教職員との情報交換や本人および保護者との面接の様子から、必要に応じて関係機関を招いて要保護児童対策地域協議会を開催するなどした。関係機関で役割分担をし、それぞれの立場で支援を継続することで、児童生徒を取り巻く環境が整えられ、問題改善につながった事例もあった。
- SSWがケース会議に参加し、福祉の視点で支援策の道筋をアドバイスすることで、停滞していた教員の動きが前進するようになった事例もあった。
- SSWが家庭訪問や関係機関との連絡をとるという実働をすることで、成果があがっていることはもちろんであるが、教職員が関係機関とのつながり方や家庭との効果的なやりとりのしかたについて学び、チームで動いていくきっかけづくりとなった。
- SSWへのコンサルテーション依頼が増えている。

【相談実績（回）】*平成28年度より、SSW3名から6名に増員。

	支援児童生徒数	訪問件数	ケース会議開催数	機関連携件数
H23	56	233	63	119
H24	67	207	55	116
H25	119	231	65	118
H26	104	164	67	166
H27	115	204	44	156
H28	447	386	58	246

*訪問先 …学校、家庭、市教委、関係機関等

*機関連携…児童家庭福祉関係 保健医療関係 警察関係等

（2）今後の課題

- SSWの資質向上が必要である。
- 各関係機関との顔の見える連携。
- SSWが介入すべきケースに着実に対応できるように、SSWの役割を更に学校に周知する。
- 各ケースへの対応時間の増加。

富山市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）SSW配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うSSWを配置し、教育相談体制を強化する。

（2）配置計画上の工夫

単独校型（1校に年間を通じて派遣する）は、小学校14校、中学校5校。拠点校型（拠点校を中心に近隣小中学校に適宜派遣）は、小学校1、中学校6校。派遣型は、市教委で495時間確保し、必要に応じて派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数（資格）：SSW9名（延べ人数：社会福祉士8名、精神保健福祉士3名、小学校教諭1種1名、特別支援学校教諭1種1名、小・中・高等学校1種〈家庭〉1名）
- 勤務形態（1校当たり）：70時間（週2時間×35週）…19校、105時間（週3時間×35週）…3校、140時間（週4時間×35週）…4校、市教委495時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- 家庭と学校、関係機関をつなぐSSWのフットワークを最大限活用して、児童生徒の良好な学校生活、家庭生活への接続を目指し、関係機関、学校と綿密に連携しながら活動する。
- 連絡協議会を定期的に行い、活動の振り返りとSSW間の情報交換により、より円滑な支援活動が行えるように工夫するとともに、月に1度の研修会を開き、スーパーバイザーの助言の下にSSWとしての資質の向上を図る。
- 校長会等で支援体制の説明をするとともに、機会あるごとに各小・中学校に活動を紹介する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- 市SSW9名
- SSW配置小中学校の担当者26名

（2）研修回数（頻度）

- 月例研修会を月に1回（市SSW8名、スーパーバイザー1名）
- 連絡協議会を年に2回（市SSW9名、小中学校担当者26名）

（3）研修内容

- 月に1回程度、富山市SSW研修会を開き、児童生徒や保護者と面談した際の事例や、ケース討論、講師等を招いた研修会の報告を行い、SSWとしての資質の向上を図った。また、年2回の連絡協議会では、現場に即した相談活動を目指し、来年度の活動計画案の検討を行った。

（4）特に効果のあった研修内容

- 年度当初の連絡協議会では、スーパーバイザーからSSWの活動や活用方法、これまでの効果的な事例や今後の課題等を関係小・中学校の担当者に周知した。各学校の情報交換も含めて、担当者からは、的確なアドバイスと今後のSSWの在り方について示唆に富む講話を聴くことができ、その後の活動の支えとなったという声が聞かれた。

（5）課題

- SSWによっては、校内を拠点と考えている人もいる。どのSSWにも、その知識を生かして、フットワークの軽さを身に付けてほしい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】生活困窮状態のひとり親家庭の支援におけるスクールソーシャルワーカー活用事例（①）

<支援対象>

- ・ 中学2年生男子、母親

<現状、背景>

- ・ 対象家庭は学校納金の滞納も時折あったが就学援助の手続きが遅れてしまい、現金で納付していた。
- ・ 母親は精神科に受診していたが、当時は医療費の負担を避けるために未受診であり、無職だった。家計の状況については不明な点が多かった。
- ・ 母親によると、児童扶養手当などのひとり親家庭への支援を受けておらず、これまでは離婚した前夫からの養育費で生活していた。しかし前夫からの養育費やマンションの家賃が入金されなくなり、貸主からの退去を迫られた。ひとり親家庭の支援も受給できない状況の下、母親は、前夫に自分たちを生活させる義務があると、養育費等の入金を求めていたが、実行されず、子どものためにも自立生活を要望した。
- ・ こうした状況の中、当該生徒が担任に家庭のことについて相談した。内容は「宿泊学習から帰ってきたら家から追い出されるかもしれない。」とのこと。これを受けて担任が危機感を感じ、SSWに相談した。

<SSWの支援>

- ・ 学校と関係機関（行政、医療機関）から情報収集を行い、ケース会議を実施した。
- ・ 母親と相談し、自立生活のための何らかの支援を受けることを検討した。
- ・ ひとり親家庭への支援と生活困窮者支援を念頭に、家庭児童相談課、社会福祉課などと協議し、児童扶養手当の受給をはじめとするひとり親家庭の支援、生活保護の受給の申請を検討した。
- ・ 母親の行政窓口での相談と申請に同行し、転居についての支援を行った。

<成果>

- ・ ひとり親家庭の支援や生活保護を受けることができるようになり、母親は精神科の通院を再開し、再就職を希望した。
- ・ 当該生徒は母親の状況が安定したことにより、落ち着きを取り戻し、学校生活も安定して過ごすことができるようになった。

【4】成果と今後の課題

(1) SSW活用事業の成果

- ・ 不登校児童生徒や貧困等、問題を抱えた家庭の中で、教員のかかわりが困難な児童生徒・家庭に第三者的存在であるSSWがかかわることで、学校・関係機関との接続が円滑になるとともに、生活改善の道筋が明確になり、児童生徒の学校生活や家庭生活の安定、生活規律の向上につながった。
- ・ SSWの支援活動によって、児童生徒の生活改善や家族の自立が目に見えてくることで、福祉・医療関係機関と学校とをつなぐSSWの役割を見直す教員が増えてきており、家庭の生活環境への働きかけについて、教員自身が関心をもち始めている。
- ・ SSWが学校等でのケース会議のコーディネートをしたり、支援をしたりすることで、学校が一連の対応の「目標」と「方法（役割分担）」と「スケジュール」を明確に設定できるようになった。

(2) 今後の課題

- ・ SSWの活動が効果を上げる中で、人材確保等のための報酬金改善が急務である。そのためにも、どのようにSSWの活動を評価するかが、重要な課題となっている。
- ・ 学校現場の現状を理解した上で、問題を抱える家庭に対する接し方を学ぶために、SSWと教員との合同研修会を計画的に実施したい。

金沢市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校や教育委員会からの要請に応じ、問題を抱える児童生徒やその家庭に関わりながら、必要に応じて児童相談所や警察、家庭裁判所等の関係機関との連携役を果たす。

（2）配置・採用計画上の工夫

本市には、福祉と教育との連携を図るための機関（金沢市教育プラザ／児童相談所も併設）があり、ここを拠点として各学校や家庭、関係機関等に出向けるよう職員を配置している。

また、課題がある多くのケース等については、複数のSSWで学校との初回の情報交換に臨むなど、相互に連携を取りながら個々のケースに対応するようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

①配置人数：3人

②所有資格：教員免許状

③勤務形態：1人当たり 週20時間×48週（年間）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例（金沢子ども条例）」に基づく具体的な行動計画として平成25年3月に策定した「子どもを育む行動計画2013」に以下のとおり記載し、パンフレットやホームページ等により、広報を行っている。

【記載内容】

4. 学校の行動指針 (1)小学校・中学校の行動指針 ②豊かな心と社会性を育成します

◇教育相談体制を充実し、関係機関との連携を強化する。

5. 行政の行動指針 (7)学校教育等の充実 ④心の教育の充実

◇引きこもり等の細やかな配慮が必要とされる不登校児童への学校復帰支援機能の強化を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

児童相談所職員や小・中学校生徒指導担当者を対象とした研修を受講している。

（2）研修回数（頻度）

年間12回程度

（3）研修内容

- ・いじめ、不登校等、子どもの問題行動の状況や学校での取組状況について
- ・発達障害や児童福祉制度について

（4）特に効果のあった研修内容

小・中学校生徒指導担当者（連絡協議会）の研修を一緒に受講することにより、要支援児童生徒の状況把握や学校との連携を円滑に行うことができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置・・・無し

○活用方法・・・無し

（6）課題

学校教育、児童心理や福祉制度など幅広い知識やカウンセリング技術が求められる業務であるが、SSWに特化した研修を実施できていない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校解決のための活用事例（①貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等）、③不登校）

○状況 中学3年の1学期より徐々に休みがちになり、7月以降欠席が続くようになった。背景には、理数科目が極端に苦手な学習の自信を無くしたことがあった。また、父親の収入が不安定で家庭の経済状況は苦しく、本人が進学せずに就職（アルバイト）することを選択したことで、さらに学習意欲が低下し、加えて、学校で友人とのトラブルもあり不登校となった。母親は、自身が中卒で苦勞した経験があることから、本人には高校進学を強く願い、勧めるも本人は反発し、親子での話し合いも滞りがちであった。

○方針 校長、担任、教育相談担当と対応を検討し、SSWが家庭訪問を行い、本人と関わる中で信頼関係を築き、本人の思いを確認しながら登校や進路に向けての支援を学校と連携して行うとともに、保護者と面談を行い、本人との関係修復を図ることを目標に支援を開始。

○概要 SSWは、9月から週1回程度の家庭訪問を開始した。本人は、美術部に在籍し絵が大変得意で、また読書好きでもあり文章理解力があり国語が得意であったため、本人の得意な絵や本の話から交流を重ねた。その中で、本人は自身の思いを話し始めたことから、その気持ちを保護者や担任に伝えるようなアドバイスや仲立ちを行った結果、色々な人の話にも耳を傾けるようになり、一緒に考えていくうちに高校進学をも決意し、親子の関係も次第に改善した。その後は、高校受験に向け本人の苦手な数学の学習支援を開始すると、熱心に取り組み基礎学力が定着し、学校でテストを受けることもでき、成績が向上するなど自信を持ち始めた。本人は当初、通信制や定時制高校への進学を考えていたが、担任から得意な美術を学べる公立高校全日制の芸術学部を勧められた。しかし、絵の具等の実技の費用が掛かること（経済面）から一度は躊躇したが、保護者の強い応援もあり志望を決意した。また、担任からも入試に向けて、美術教諭からの実技科目指導を受けられるよう配慮があり定期的な登校を再開することができた。その際、担任は友人関係を考慮し相談室登校など受入れ環境を整え、SSWは高校授業料無償化制度や石川県教育負担軽減奨学金についての情報を提供するなどの支援を行った。

このように、本人の努力に加え、家族や学校、SSWがチームとしてサポートしたことにより、志望校にも無事合格し、高校入学後も登校を継続していることも確認できている。

【事例2】不登校解決のための活用事例（③不登校）

○状況 以前から登校渋りがあり、小学2年の12月より欠席が続くようになった。学校への拒否感も大きく完全不登校が危惧される状況にあった。学校は家庭との連絡が取りにくい状況にあり、祖父母・母親共に問題意識も薄い家庭で、夜遅くまでのテレビ視聴を許すなど、本人の生活リズムも崩れていた。

○方針 祖母からは、「本人がSSWの必要性を感じていない、誰も困っていない、本人が自身の置かれている状況に気づくまでこのままでよい」と訪問を拒否する連絡があったものの、粘り強く説得し、学校と家庭が連携し、学習支援と生活リズムの改善を図ることを当面の目標に設定し支援を開始。

○概要 SSWが週1回の家庭訪問を開始すると、本人が思い描いていたSSWの人物像とは異なっていた様子で、すぐに受け入れられ深く関わるすることができた。交流・創作活動（特に夏休みの宿題でバッグ等にも挑戦し、金賞受賞・アイデア賞で校外に出品されたサンダルもあった。）や遊び感覚での学習にも取り組めるようになるなど、支援を通して本人の自信に繋げることができた。また、学校行事への参加や夕方の登校など、少しずつ家庭の意識改革も進んでいき、教頭とも常に連絡（相談・報告）を密に取りながら、学校と連携して対応を進めることができた。

このように、生活リズムの改善について本人と一緒に考え取り組んだほか、学校を介して母親からの改善に向けた協力も得られるようになったことなどから、3学期より午前中の登校ができるまでに状況が改善した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校と児童生徒が関わりを持っていない状態であったものが、SSWが関わりを持ったことで、登校（相談室、別室等を含む）の機会につながり、学校やその他の人との関わりも持てるようになった等、成果があった事例件数は、46件中24件あった。

（参考 平成26年度 30件中14件、平成27年度 32件中29件）

（2）今後の課題

児童生徒が抱える問題（背景にある家庭環境）は多様化、深刻化しており、幅広い知識（非行、貧困、虐待、発達障害など）や対応力が必要となることや、小・中学校の連携をベースに各学校が組織的に対応できるように関係機関（児童相談所、福祉、医療、警察、地域など）との連携（チーム体制）のさらなる強化を図っていく必要があるが、連携する機関が増えるほど、SSWの負担が増加してきている。特に、貧困対策としては、次年度より市庁舎内に設置される予定の「児童家庭相談室（福祉部局）」と連携し、一部対応を依頼するなど負担の軽減とともに効果的な支援体制の構築を工夫する必要がある。

長野市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校児童生徒や課題を抱える児童生徒について、家庭や学校等を訪問して本人やその保護者に対して教育相談を実施し、必要に応じて関係機関と連携して支援などを行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

教育センターにSSWを配置し、教育センター所属の学校訪問相談担当指導主事や登校支援サポーターと連携して課題解決にあたる。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 2人
- ・資格 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許、その他社会福祉に関する資格（介護福祉士）
- ・勤務形態 派遣型 1回あたり原則5時間を上限とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・活動方針等に関する指針は策定していないが、SSWを含め相談機関をまとめた「学校と家庭を支える相談支援体制図」を作成し、校長会、教頭会、教育関係者対象の研修会で周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカーを含む教育相談関係者

（2）研修回数（頻度）

- ・長野市教育センター学校訪問相談担当指導主事会議（月1回程度）
- ・長野市教育相談関係者合同研修会（年3回）
- ・登校支援コーディネーター研修会（年3回）

（3）研修内容

- ・長野市教育センターで対応している相談ケースの事例検討
- ・不登校支援や特別支援の関係者が集まり、学校単位で取組んでいる相談ケースの事例検討
- ・関係機関等業務内容研修

（4）特に効果のあった研修内容

- ・定期的に学校訪問を行っている学校訪問相談指導員との「相談ケースの事例検討」は、実践的であり各学校の支援体制の状況を知る上でも有効な研修となっている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

- ・設置なし

○活用方法

（6）課題

- ・市のSSWは少人数のため、県配置のSSWと情報交換など連携を図ることが重要である。
- ・スーパーバイザーによる定期的な研修も、SSWの資質向上のためには必要不可欠であるが、適当な人材の確保が困難である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】生活を安定させるための活用事例（①、③）

○児童生徒・家庭の状況

- ・対象児童生徒：女子児童
- ・家庭：ひとり親家庭（母親…精神疾患により通院中）、生活保受給中
- ・母親は近所の住民間のトラブルを抱えており、その住民の子どもと自分の子どもが同じ学校に進学することに対し思い悩んでいた。その影響で男子児童は不登校傾向になっていた。

○支援内容

- ・学校から支援要請を受けたSSWが家庭訪問を行う等、母親との面談を重ねた。面談を行う中で「近所の住民とのトラブル」、「娘の進学先」などが母親を不安定にさせていることが判明した。
- ・母親は引越しを希望し、それを叶えることで母親が安定し、生活も安定することで女子児童が不登校傾向から脱せると考えたSSWは、学校、地域及び病院からの情報を収集し、母親と共に生活保護の担当者と数度の面談を持ち、引越しをすることができた。

○改善結果

- ・新しい環境で母親の状態が安定したことにより、女子児童は安心して学校生活を送れるようになった。

【事例2】登校支援に向けた活用事例（④、⑥）

○児童生徒・家庭の状況

- ・対象児童生徒：男子児童（自閉症スペクトラム、発達障害、盗癖）
- ・家庭：ひとり親家庭（父親）、祖父（認知症）同居
- ・祖父の介護と育てにくい子どものことで父親が悩んでおり、子どもの世話ができていない状態。

○支援内容

- ・父親との面談の中で、父親の負担を軽減することが事態の解決に繋がるとし、負担軽減を図った。
- ・当初、判断福祉サービスが利用されていない状況。まず、祖父を地域包括支援センターにつなぎ、適切なサービスを利用できるようにした。
- ・男子児童について、子育てを担当する市の担当課と連携し、数度の支援会議を行い、男子児童を放課後デイサービスの利用につなげた。また、この男子児童については要対協が立ち上がることとなった。

○改善結果

- ・父親の負担を軽減することで、生活に余裕が生まれたものの、男子児童の世話をすることは難しく、男子児童は一時保護から施設に措置入所することとなった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・支援の対象となった児童生徒 37 ケース（小学校 24 人、中学校 18 人、高校 1 人）に対し、繰り返し家庭訪問することで、保護者との信頼関係を築き、支援会議や関係機関との連携を行うなど問題のが解決に向けて活動した。（活動時間：H28 年度 533.5 時間、H27 年度 463 時間前年比 70.5 時間増）

（2）今後の課題

- ・未然防止の観点から登校しぶりが見られた早めの段階から、児童生徒に対してSSWの活用を図っていく必要がある。
- ・家庭に課題を抱える児童生徒の課題の要因が複雑化しており、福祉・医療などの様々な関係機関との連携を更に充実させていく必要がある
- ・SSWの人材の確保が難しい状況になっており、人材の育成が必要。

岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の生徒指導上の問題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛け支援を行う必要がある。そこで、SSWを岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”（以下、センター）内に3名配置。事案に応じて、学校への訪問や関係機関との連携、家庭訪問、ケース会議の企画等を行うことで、生徒指導上の問題に対応し、学びや育ちのセーフティネットとしての機能を果たすとともに、各学校の相談・支援体制を整備する。

（2）配置・採用計画上の工夫

センターには、本人、保護者、学校、地域、関係機関等、様々な人から相談が入り、平成28年度に対応した相談や支援は、のべ14,501件に上る。この中には、子どもへの支援だけでなく、家庭と学校及び関係機関が連携を図りながら進めなければならないケースや、発達障がい、保護者の精神疾患、生活困窮が絡むケースが増加しているため、多くの関係機関と連携を図りやすいようセンター内にSSWを配置し、複合的な事案のコーディネートを担うことで、市内すべての学校を支援できるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：3人 資格：教員免許（小学校、中学校、特別支援）

勤務形態：嘱託職員（週5日、28時間45分勤務）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

SSW活用事業のねらい、職務内容、情報共有の在り方等を記載。センターのリーフレットや活用ナビブック、要覧等を作成し、各学校等に配付することで、SSWの活用について周知を図った。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・SSW及びセンター内の各相談員

（2）研修回数（頻度）

- ・年間18回

（3）研修内容

- ・児童生徒の問題行動、発達障がい、虐待、生活困窮、就労問題等の子ども・若者を取り巻く課題とその対応等について

（4）特に効果のあった研修内容

- ・社会福祉、司法、教育等、多機関の職員が参加した「生活困窮者支援事例検討会」
- ・法務少年支援センター専門調査官によるアセスメント

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 ・SVの設置は行っていないが、児童精神科医、小児科医、弁護士、臨床心理士等、

○活用方法 センター内に配置されている専門アドバイザーから助言をもらっている。

（6）課題

- ・3名のSSWで市内すべての学校を担当するため、家庭訪問等の直接支援以上に、ケースワークや関係機関のコーディネート等が求められる。したがって、情報収集やその更新、スキルアップのための研修が、SSWだけでなく、センターの職員全員に必須となる。研修体制を模索中である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家族支援をチームで行うための活用事例（①貧困対策 ③不登校 ④児童虐待 ⑥発達障がい）

「誰も僕の気持ちをわかってくれない」と自殺を図ろうとしたため精神科入院となり、退院後の支援を医師から当センターに求められ、関わりがスタート。主治医を交えたケース会議をSSWがコーディネートし、その中で、家族支援が必要であるとの認識を共有、役割分担を行った。学校内でのいじめや父からの虐待が疑われたため、母子それぞれをカウンセリングにつなぎ、カウンセラーから、母の精神科受診、子どもの適応指導教室利用をすすめた。子どもはこだわりが強く、病院受診、学校復帰等を拒否。食事もごく限られた物しか口にせず。母も鬱病のため、子どもの適応指導教室通所に付き添うのが精一杯であった。父は失職中で生活困窮の心配もあったため、就学援助の手続きを支援するとともに、SSWが父の相談相手となった。

摂食障害による体重減少から子どもの命を守るために、両家の祖父母を交えたケース会議で、子どもを入院させる方法等を検討した時期もあったが、SSWをはじめ、複数のセンター内職員や関係機関が家族それぞれを支えた結果、母子にとって、適応指導教室が安心できる居場所となった。さらに、在籍校の校長をはじめとする職員と進学先候補の職員とのケース会議をSSWが実施し、2年間かけて、発達障がいを抱える子どもにとって適切な進学先を選択することができ、進学と共に学校復帰へとつながった。

【事例2】関係機関との連携をコーディネートするための活用事例（①貧困対策 ④児童虐待 ⑥母の障がい）

知的障がいを持つ母から、同居男性による母子への暴力から逃げたいとの電話が当センターにあり、家庭訪問。母は、男性から貯金も取り上げられ生活費がなかったため、市役所内の女性相談と連携。3人の子どもと共に母子寮へ保護となった。男性から母と子どもへの暴力については被害届を提出させ、ケース会議を実施して、今後の支援について関係機関で役割を分担。その後、保護中で外出できない母子を迎えに行き、運動不足解消のため、子どもたちをプレイルームで遊ばせる等の支援を実施。同時に、子の施設入所が必要かどうか、児童相談所職員と共に母の育児能力の見極めを行った。その後、子どもたちは、母と共に母子自立支援施設に入所し、母が働いてお金を貯められるまで安心して生活できる環境を確保した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

岐阜市では、平成25年度の途中からSSWを配置。当初、教育委員会に配置し、必要に応じ学校へ派遣していたが、平成26年度からは、子ども本人や保護者、学校職員、関係機関等から直接相談が入るセンターに配置し、子どもや保護者への直接アプローチだけでなく、複数機関による支援をコーディネートする役割を中心に据えた。さらに、平成28年度に1名増員し、計3名のSSWをセンター内に配置。その結果、連携先や対応できるケースが下記のように増加し、問題を解決に導けるケースが増えた。学校から、ケース会議の開催依頼も増えている。

	対応学校数	対応児童生徒数	訪問回数	ケース会議開催数
H25年度	小1 中5	小3 中50	326	15
H26年度	小41 中20 高2 特1	小64 中38 高2 特5	92	81
H27年度	小41 中22 高3 特4	小97 中45 高3 特9	147	91
H28年度	小46 中22 高7 特3	小113 中82 高8 特10	170	151

（2）今後の課題

SSWについての周知が進み、学校等から困難ケースの依頼が増加しており、これまで以上に高い専門性を求められる。また、連携機関も増加しており、常に最新の情報を取得する必要があるため、SSWの研修体制を構築するとともに、その研修期間を確保できる財政的な保証が必要になる。さらに、学校等がSSWに依存するのではなく、効果的に活用できるよう、活用側への研修も必要度が増している。

豊橋市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

本市が抱える教育課題として、不登校対策があげられる。その中でも、家庭の問題や外国人児童生徒への指導については、学校だけではなかなか対応が難しい。関係機関、関係者と連携して対応できるように、学校のニーズに応じた専門機関への接続や情報交換の場の設定、ケース会議の開催など、充実した相談システムを構築し、問題の未然防止、早期発見、早期解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

豊橋市役所と豊橋市教育会館の2か所にスクールソーシャルワーカーを配置し、外国人相談員や一般教育相談員と連携し、早期に課題解決に至るようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：2名（外国人児童生徒教育支援コーディネーター、教育支援コーディネーター）

資格：外国人児童生徒教育支援コーディネーター …資格なし（ブラジルの教員免許あり）

教育支援コーディネーター …資格なし（大学で社会福祉を学び、社会福祉士の試験を受験予定）

勤務形態：嘱託員とし、1週あたり31時間の勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活動方針等を校長会議や担当者会で周知

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー2名、スクールソーシャルワーカー担当指導主事2名

（2）研修回数（頻度）

- ・本市生涯学習課主催の研修会・協議会（年5～6回）
- ・本市学校教育課主催の研修会・学習会（年4～5回）
- ・スクールソーシャルワーカー連絡協議会（年2回）
- ・県主催による、こども・若者支援ネットワーク研修（年1回）

（3）研修内容

- ・不登校、ひきこもり、発達障害、生徒指導についての講演会、事例検討会
- ・各関係機関の理論研修や実践発表

（4）特に効果のあった研修内容

- ・大学教授、福祉の専門家、臨床心理士を交えた理論研修や困難事例等の検討会を通して、学校支援の具体的方法を学ぶことができた。
- ・こども・若者支援ネットワーク研修に参加して、地域の取り組みを知り、児童生徒・保護者への支援にかすことができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

- ・設置なし

○活用方法

（6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの人数が少ないので、いかに有効的に活用していくか、また、個々のスキルを高める研修を計画したり、その機会を保証したりすることが必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校解決のための活用事例（③不登校）

4年生の女子児童Aは、小学校2年生の頃から登校渋りが増え、3年生になると教室に入ることができなくなった。「教室が怖い。」と言うが、具体的な理由はわからず、母親から離れることができない日々が続いた。Aの家庭は、両親が離婚しており母子家庭で、4つ上の姉は、勉強、運動ともにがんばっていた。

医療機関、スクールカウンセラー等、様々な機関に相談したが、「発達障害である」「母子分離不安である」等の見立てで、「無理に登校させなくてよい。」と言われた。母親としては、教室に入れなくても、少しでも学校に足を踏み入れるようにしたいと、毎朝、一緒に学校に来て、生活サポート主任とともにブランコをしたり、走ったりして1時間ぐらいを過ごしていた。

スクールソーシャルワーカーは、Aと一緒に遊んだり、母親と話をしたりする時間を重ねた。その上で見立てをし、ケース会議を開いて、校内のサポート体制を整えるとともに、セーフティーネットにもつなげ、支援を続けた。学校とスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、セーフティーネットが連携して働きかけたことで、学校にいられる時間が長くなった。母親から離れて一人でも学校にいられるようになり、時には給食を食べられるようになった。

【事例2】外国人児童生徒支援のための活用事例（①貧困対策 ③不登校 ⑥その他）

ブラジル国籍の男子児童で4年生Bと2年生Cは、複雑な家庭環境である。現在は母子家庭だが、理由もないのに学校を休ませることが多かった。Bは、学校では緘黙で、欠席や遅刻が多いため、学習は遅れる一方であった。母親の妊娠出産もあり、生活も心配された。

スクールソーシャルワーカーは、児童相談所や保健士と情報を共有し、連携をとりながら支援を行った。ケース会議を開き、学校の支援体制を整えるとともに、BとCには、一緒にいる時間をつくり、心を開くような言葉かけや働きかけを行った。また、国際学級の先生たちとも協力し、母親のサポートも行った。

Bは、少しずつ学校でも話すことができるようになってきている。遅刻はあるが、欠席日数は減っている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成28年度、スクールソーシャルワーカー1名を3校に配置した。学校でケース会議を行ったり、校内サポート体制を構築したり、校内研修で事例検討会を行ったりした。何より、社会福祉の視点を多くの教員が学び、意識の改革がなされた。1年で対応した件数は380件で、そのうち13名に継続的に支援をした結果、3名が好転している。

（2）今後の課題

- ・不登校児童生徒や家庭に問題を抱え支援を必要としている児童生徒が増えている。しかし、スクールソーシャルワーカーの人数が少ないため、対応しきれていない。また、家庭環境を改善するには多くの時間が必要である。スクールソーシャルワーカーを増員する必要がある。

岡崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

子供の家庭環境等による問題に対処するため、学校と連携して関係機関との連携を図ったり、対象に直接働きかけたりして、課題の解決を図る。

- 業務の内容 ①教育相談活動の実施
②学校への指導・助言
③関係機関との連携、調整

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・岡崎市の「児童生徒健全育成推進業務」として配置している。
- ・福祉の専門家として社会福祉士を配置するとともに、学校現場の事情に精通した教員OBも配置している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・教員OB（教員免許状）：2名 ・社会福祉士：2名 合計4名
- ・勤務形態：週12時間 年間48週
- ・勤務地：岡崎市教育相談センター（派遣型）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

岡崎市は、小中学校合わせて67校があり、SSWは学校への配置方法は派遣型である。教育相談センターに籍を置き、各学校からの要請によって対応しており、業務開始1年目となる平成28年度は、35件の事案に対応した。その多くが不登校の児童生徒に対する支援であった。

不登校の背景は様々だが、家庭の複雑な状況、発達障害などの原因もあり、担任や学校関係者では指導・支援が行き届かない状況の中で、SSWは現場に出向き、関係機関を繋ぎ、社会資源やサービスを提供する取組を行った。

今後も要請は増えていくことが予想されている。今後は、各学校の要請に十分対応していけるよう、配置の拡大を目指していく予定である。

また、SSWを周知する方法として、校長会等を通じて、事例や成果の報告をしている。また、教員の夏季研修会等でSSWの活動の実際を伝え、現場への周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・経験の少ないSSW ・教員OBのSSW

（2）研修回数（頻度）

- ・月2回程度（月に1回は、情報交換会を行っている）

（3）研修内容

- ・経験の少ないSSWには、経験豊かな社会福祉士が、具体的な事例を通じた研修を行っている。

（4）効果のあった研修

- ・月1回の情報交換会で教員のOBと社会福祉士がそれぞれの立場で意見交換を行い、研修している。教員OBのSSWには、福祉分野に関する情報や経験に精通している社会福祉士の情報が効果的で、社会福祉士のSSWには、学校現場の状況や考え方が共有され、お互いの研修の機会となっている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 長期の不登校児童生徒の学校復帰のための活用事例（③不登校）

本人は中学生で、小学校から不登校が継続していた。両親がなく、成人している兄が養育しているものの、ほかに身寄りがなく、本人の今後の心配であることでSSWの要請があった。

SSWは、学校に赴き、児童相談所や家庭児童課等の関係機関とともにケース会議を実施、福祉分野や精神発達分野での支援の在り方を検討した。まず、キーパーソンとなる兄については、生活の安定と学校との協力関係を構築していくことで合意し、保護者会等にSSWも同席することで、兄の支援を行った。また、本人の卒業後の進路等を見通し、能力測定を行っていく計画や地域のサポートステーションへと繋いでいく見通しを具体的に定めていった。

また学校と連携し、担任をサポートしていくことで、やがて本人が担任と会うことができ、夕方登校が実現した。担任との関わりのなかで、本人の意識が、学習や学校生活に向いていった。

【事例2】 学校と保護者との関係づくりのための活用事例（⑥その他）

家庭の教育力が低く、小学校低学年から、万引き、友達への暴力等、問題行動が絶えない兄弟に対する支援要請があった。

スクールカウンセラーは、親の愛情不足を指摘した。SSWは、ケース会議を開催し、保護者の困り感を引き出しつつ、子育ての支援を継続していった。同時に、この事案に関して警察、児童相談所、市役所家庭児童課、愛護センター、民生委員等への情報提供を実施し、セーフティネットを構築するように関係機関の連携を進めていった。

問題行動が落ち着くにつれて、学力不足も明らかになったので、SSWは、教育相談センターでの学力検査を実施しつつ、学校体制の見直しを進言し、通級指導的な支援を確立していくことで、安定した学校生活が実現していった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

■支援方法（のべ回数）

*平成28年度

面談	電話相談	学校訪問	家庭訪問	関係機関訪問	研修	ケース会議	合計
70	252	332	66	59	6	7	792

平成28年度配置したSSWは、「チーム学校」の一員として、専門的な知見を活かし、関係機関との接続、連携に向けたケースワークを進めた。平成28年度間で35件の事案に対応した。

社会福祉士の専門的な知識や経験と教育分野に詳しい学校関係者で構成される本市のSSWの人材構成は、事案の内容に応じてバランスよく対応することができ、要請した学校からは、「専門的な知見や経験をいかしたケースワークにより大変助かっている」「ケース会議により、自分たちのやるべきことが明確になっている」という声があがっている。

（2）今後の課題

- ①スーパービジョン（経験のあるSSWが若いSSWの指導を現場で行うしくみ）体制を整えることで人材育成に取り組んでいく必要がある。
- ②不登校や貧困、いじめ等、SSWが取り組むべきテーマ（方針）を作成し、取り組むことで周知しやすい。
- ③大学との連携体制を整えること（例えば、学生の実習を受け入れる）で安定した人材が供給されていく。
- ④今後は勤務形態として常勤での採用を目指していくことで、学校にSSWが配置でき、問題をとらえやすくなるであろう。

豊田市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ 不登校やいじめ等様々な問題を抱えた児童・生徒に対する支援を行う。
- ・ 学校だけでは対応しきれない複雑な問題を抱えた事例に対する支援を行う。
- ・ 多職種が勤務する職場内の調整

（2）配置計画上の工夫

- ・ 豊田市教育委員会の相談機関である豊田市青少年相談センターに、4名常勤している。中学校校区ごとに担当を決め、担当校と継続的に関わることで、学校・地域に応じた支援をしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 豊田市青少年相談センターに、非常勤特別職として社会福祉士の4名を配置している。
- ・ 1日7時間 週5日勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

<方針>

- ・ 子ども・青少年（以下「青少年等」）の悩みごとや青少年等を持つ親の悩みごとについて面接相談、また必要に応じて訪問相談を実施する。併せて、学校・地域・関係機関と適切な相談・援助を進めることにより、青少年等の健全育成を図ることを目的とする。

<周知方法>

- ・ 学校等教育関係機関に「青少年相談センター利用の手引き」を配布する。
- ・ 学校訪問時に説明する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

豊田市青少年相談センター内での研修(月1回程度)

SSWrSV（スクールソーシャルワーカースーパーバイザー）によるスーパービジョン（年4回）

（3）研修内容

- ・ パルクとよた公開セミナーへの参加（青少年相談センター主催 一般市民向け研修 年8回）
※ 内容；発達障がい、虐待、不登校、子育て不安等
- ・ SSWrSVによる事例検討会等の研修会

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ SSWrSVによる事例検討会（問題への関わり方や動き方、相談者へのアセスメント等）

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：青少年相談センター全体のSVに加え、SSWrに特化したSVのための予算を確保し、28年度は外部のSSWrによるSVを年に4回実施した。

○活用方法：担当する事例に対してのSVを受け、助言や指導を受け、また緊急対応について学んだ。

（6）課題

- ・ SSWr活用について、豊田市としてのビジョンを確立する必要性を感じている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例】学校へ登校するための活用事例（③不登校 ⑤暴力行為 ⑥発達障害）

中学校 1 年生の女子生徒。ADHDで内服治療中。中学校入学時の引越しによる転校が原因で、不登校となる。自宅では家族に対する暴力行為が出現し、次第にエスカレートしていった。母子家庭。母は精神疾患、人格障がい、その他持病があり精神的に不安定で、良好で安定した家庭環境や人間関係を継続することができない。本人の暴力行為に困り、警察を呼び、休日や夜間でも中学校担任に連絡し対応を求めた。担任は疲弊し、中学校から児童相談所へ、施設入所または一時保護の検討を依頼した。母からの相談で、SSWr が関わり始めた。本人と家族は施設入所や一時保護を望んでおらず、自宅で仲良く暮らしながら学校復帰を目指したいと希望された。そこで医療機関と連携を図り、児童青年期発達部門のある精神科へ入院し、治療プログラムを受けることとなった。また、学校と関係機関でのケース会議と、母や本人も参加するサポート会議を開催することで、学校やそれぞれの機関の役割を明確にし、担任の負担軽減と関係の改善を図ることができた。本人の自己覚知とお互いの冷却期間を設けたことにより、家庭環境が徐々に落ち着いてきた。そこで、退院後の学校の受け入れ態勢を本人の希望に沿った形で整え、無事に学校復帰することができた。

【事例 2】発達課題のある児童に係る活用事例（⑥発達障害）

「感情のコントロールができない子どもを何とかしたい」と、母がSSWrに相談。母からの聞き取りの中で、本人に発達の課題があり医療機関を受診中であることや、母が本人に手を出してしまうこと、相談機関と上手に繋がらない母の人間関係の苦手がわかった。学校でも本人の乱暴な素行の対応に困っていた。母の手が出てしまう養育の困り感については、早急に市につなげなおし、母の気持ちに寄り添ってもらった。その後、学校、市、医療機関、SSWr でケース会議を行った。医療機関からは本人の特性について情報提供してもらい、本人の特性に合った支援策を話し合った。当相談センターでは、心理士に引き継ぎ、本人のプレイセラピーを継続している。本人が少しずつ落ち着いて来たことにより、母も落ち着き、手を上げずに接することができるようになってきた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

<支援実績>

- ・研修、講演活動 11回
- ・訪問活動 393回（学校訪問369回 家庭訪問24回）
- ・ケース会議 185回（教職員 139回 関係機関46回）
- ・継続支援件数209件中 問題が解決75件（35.9%）、好転66件（31.6%）

（2）今後の課題

- ①豊田市は、小中学校合わせて、103校（特別支援学校を合わせると104校）あり、SSWrは相談センターからの派遣型として活動している。1人あたり、25校前後を担当しているため、一つのケースに対しての時間のかけ方や訪問頻度の調整をする必要があり、継続したケースへの関わりが密に行いにくい。また、問題が複雑化してからの相談も多く、解決に時間がかかるケースも増えている。
- ②豊田市の今年度のSSWrは、1年目が1人、2年目が2人、4年目が1人と経験の浅いメンバーとなっている。まずは、学校にSSWrを認知してもらえるように、学校訪問回数を増やしていく必要がある。また、SSWrの高い専門性、力量がより求められるようになってきており、専門性を有したSSWrの確保と、力量向上が急務である。

豊中市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為その他の学校生活上の諸問題の背景にある生活環境の調整及び改善を図るため、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを学校に派遣する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・小学校 15 校（府配置校含）に、原則として 2 週間に 1 回、1 日 6 時間以内、年間 18 回以内とした。
- ・配置校以外の小中学校については、従来通り、派遣の要請に対して日程調整を行い、スクールソーシャルワーカーの年間活動時間数の範囲内で派遣を行った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：6 名のスクールソーシャルワーカーと 1 名のスクールソーシャルワーカースーパーバイザー。
- ・資格：社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士のいずれかの資格を所有している。
- ・勤務形態：活動時数は配置に 1560 時間、事案に対する派遣が 270 時間、スーパーバイザー年間 30 回。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

・「スクールソーシャルワーカー活用の手引き」を作成し、活用のねらいや職務内容などを明示し、スクールソーシャルワーカーや配置校に配布し、周知している。また、派遣要項を校長会議で配布するなど、周知に努めている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
- ・定期的派遣（配置型）校の管理職・担当者（年間 3 回）

（2）研修回数（頻度）

- ・月に 1 回（年間 12 回のスクールソーシャルワーカー連絡会を開催）

（3）研修内容

- ・事業についての市の方針、目的等の共有 ・事例検討会 ・定期的派遣校での実践交流、事例検討
- ・教職員対象の不登校対応研修に参加
- ・児童福祉部局、コミュニティソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、中学校不登校担当者等との情報交流会

（4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討会・・・実際の事案をスクールソーシャルワーカーが出し合い、よりよい支援の方法を検討するとともに、スーパーバイザーが指導と助言を行う。
- ・コミュニティソーシャルワーカー等福祉部局との円滑な連携を図った、情報交流会。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法

- ・実践、事例検討における指導と助言 ・ケース会議参観による助言
- ・長期欠席児童生徒連絡会での助言 ・困難事案に対する助言、対応

（6）課題

- ・市長部局、他機関連携などの方法の研修と交流、ならびに事例検討等を通じてスクールソーシャルワーカーの質を一定以上に保つための研修内容を考えていくこと。
- ・教職員がスクールソーシャルワーカー活用についての知識やスキルを身につけていくこと。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校児童のための活用事例（③・⑤・⑥）

不登校、学校への不信感から保護者とも連絡が付きにくかった。ケース会議を開き、少年文化館、学校、スクールソーシャルワーカーが役割を確認し、連携を取った。少年文化館へは通えるようになり、学校とのつながりを持つ一歩として、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問をし、保護者や本人と話す機会を作った。本人が、発達検査をするために医療機関を受診していたため、スクールソーシャルワーカーが病院と学校のパイプ役になってくれた。発達検査の結果を保護者と共に、スクールソーシャルワーカーが聞きに行き、進路の相談を行った。卒業に向けて、ケース会議を開き、少年文化館、学校、スクールソーシャルワーカーで再度、役割分担を行った。スクールソーシャルワーカーが学校以外の機関と連絡を取り、状況把握や情報共有がスムーズに行えた。（関係機関：少年文化館、医療機関、放課後デイサービス）

【事例2】ネグレクト家庭のための活用事例（①③④⑥）

小学校低学年より欠席日数年間10日以上。小5より本格的に不登校傾向になる。

家の中は腐敗した食材、蜘蛛の巣、ゴキブリも多く清潔とは言い難い状態。母は、日中から夜間にかけてほぼ自宅にいない。休み始めた頃には母から欠席連絡もなく、母と連絡も取りづらい状況であった。

学年が替わり、本人の宣言通り何とか登校していたのだが、友人とのラインのやりとりで「死にたい」と話していたことがあり、母に、学校に来てもらい管理職・担任・児童生徒加配で話をし、そこでスクールソーシャルワーカーを紹介する。ネットトラブルなど生徒指導上の課題に関しては、中学以降の予防的対応も視野に入れサポートセンターの活用も学校として考える一方、主に家庭環境調整のためスクールソーシャルワーカーに関わってもらった。

児童生徒加配とスクールソーシャルワーカーで家庭訪問に行き、家と本人の様子を見てもらったうえで母と会ってもらい面談の時間をとった。家庭内の環境、主に衛生面、90歳をこえた曾祖母の支援が何も入っていなかったことから、社会福祉協議会との連携を進めることとなる。学校からではなくスクールソーシャルワーカーから「母の負担軽減のため」という目的で母の了解を得る。曾祖母は頑なに支援を拒否していたが、コミュニティーソーシャルワーカーの働きかけもあり要介護認定もはじめて受け、週1～2回の入浴サービスを受けることになる。曾祖母の存在にしんどさを抱えていた本児の環境面の変化になった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成25年度より、スクールソーシャルワーカーが複数名活動するようになり、平成28年度は6名の配置をすることができた。結果、多くの小学校に定期的派遣が可能になっており、支援の対象となった児童生徒数が、前年度比1.2倍（276人→358人）となった。また、学校だけではなかなか聞き出すことができないような、保護者の思いや気持ちを聞き取ってもらい、アセスメントを行った。

（2）今後の課題

- ・「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」の数も、支援中の数が前年度比1.5倍となっており、問題が長期化しているといえる。スクールソーシャルワーカーが、限られた時間の中で、助言等、精査して行う必要がある。

高槻市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

【目的】：社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援するため。

（2）配置・採用計画上の工夫

【配置】：教育委員会に配置

【採用等】：市の非常勤職員として採用し、市の関係機関と組織的な対応の強化を図った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】：3名

【資格】：社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許

【勤務形態】：週4回、29時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

【活動方針等】：①学校における生徒指導体制の充実(コーディネート機能の充実)

②教職員に対する支援・相談・情報提供

③問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ

④関係機関とのネットワークの構築・連携

⑤エリア担当制

【周知方法】：①校長会で活動方針の説明 ②校長会でSSWの紹介 ③校長会で担当表を配付

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

・高槻市スクールソーシャルワーカー ・大阪府スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

・市のSV研修1回/月 ・府のSSW研修7回/年 ・SC等連絡協議会1回/年

（3）研修内容

・SSW活動における事例研究と校内支援体制について（市のSV研修）

・児童虐待・不登校・いじめ・貧困・非行・発達障がい等をテーマに講義、事例検討、グループワーク

・情報交流と意見交換

（4）特に効果のあった研修内容

・困難な事例を通じ、学校でのチーム体制の構築について、スーパーバイズを受け、学校との関係作り、協働ができた。

・テーマに沿って事例検討することで、より具体的なスクールソーシャルワーク的視点を確認でき、SSWの活動をより具体的にイメージできた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

【スーパーバイザーの設置】：有り

【活用方法】：困難な事案に対しての直接支援やSV会議での指導助言

（6）課題 研修に対する課題

・福祉部局など他課の社会福祉士等との交流会及び研修会へ参加できるよう工夫する

・新規採用SSWの知識や技術を向上させるための研修プログラムの検討が必要

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

「事例1」外部連携のための活用事例（児童虐待、発達障がい）

【事例概要】

- ① 家庭環境・・・自営業。生活困窮あり。父と他の兄弟姉妹と6人家族。他の兄弟にも発達の課題がみられる。母は短期記憶が苦手、文字もうまくかけない。精神科へ通院中。父は子育てには協力的だが、母の暴言・暴力を止めることはできない。近隣の父方祖父母は、子ども達を預かってくれることもある。
- ② 本児の様子・・・小6女兒。家のルールや母との約束が理解できず、母に怒られると困惑状態。学習の遅れ、自己肯定感の低さ、友人とのコミュニケーションにも課題がみられる。本児は金銭を持ち出したことにより、母に強く叱責される。日常的に暴言・暴力が増えていった。
- ③ 経緯・・・母が教員との面談の際、本児に対して暴言・暴力をしてしまうと相談があったため児童家庭相談事務所へ通告した。

【SSWのかかわり】

- ① 方針は児童家庭相談事務所と母を児童家庭相談事務所へつなぐための具体的な支援を行う。また、本児の支援内容を校内で検討。
- ② 母と面談を行い、子育て相談窓口や様々な支援制度の紹介、児童家庭相談事務所の担当者との面談にSSWが同行できる旨等を伝え、支援を受けていくことが可能であることの説明を行う。
- ③ 要保護児童対策地域協議会の位置づけによる連携ケース会議に出席し、各機関と情報の共有、課題の整理、今後の役割分担と支援の方向性を確認。

（その後の経過）

- ① 児童家庭相談事務所と母がつながり、他の兄弟の発達についても相談することができた。
- ② 母も含めた校内ケース会議に出席、外部機関との連携、学校での支援プラン（本児の見守り、居場所作り、学習支援、通級指導教室へ通う）をプランニングすることで、母と本児の安定につながった。
- ③ 母の希望で母子ともにSCとつながる。メンタルケアを行い、継続して母子関係の改善を試みる。
- ④ 母は安心感を得ることができ、暴言・暴力が軽減、本人にも行動面での改善が見られた。

「事例2」貧困対策、進路保障のための活用事例（不登校・貧困）

【事例概要】

- ① 家庭環境・・・父子家庭。無職。契約先の会社には金銭を借りている。本人が落ち着いて生活する環境ではなく地域とのかかわりも薄い。
- ② 本児の様子・・・中学3年男児。経済的理由により進学について悩んだことから、中学3年生になり欠席が増える。以前から学習意欲は低い。
- ③ 経緯・・・学校から、進路保障と卒業後の相談窓口として外部機関につなぐことはできないかとSSWに相談があった。

【SSWのかかわり】

- ① 父との面談で就労・経済状況、家庭環境を把握しアセスメントシートを作成。生活困窮者自立支援制度や消費生活センターの相談窓口の紹介、高校進学のための奨学金制度・貸付制度の情報提供。今後、父子が地域とつながりができるようにCSWの紹介をおこなう。
- ② 家庭での学習が困難な状況である為、地域の無料学習会の紹介と入会手続きについて父と本人に説明。地域の無料学習会の担当者につなぐ。

【その後の経過】

- ① 父は生活困窮について見通しが持つことができ、中学卒業後もCSWと相談できると安心し、本人の受験を応援することができた。
- ② 本人は自分にもできることがあると認識でき、別室登校から教室登校ができるようになり、無料学習会へ参加もでき、自分の希望する高等学校に進学することができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

週1回4時間の全校配置型から、市の非常勤職員として雇用し派遣型に変えたことにより、各関係機関とのつながりを強化することができた。また、市の職員になることで、生活福祉課や子育て総合支援センター、社会福祉協議会等のワーカーの連絡協議会を開催することができ、横のつながりの強化を図った。

市の非常勤職員（週4日29h）による、派遣型にすることで、要請のあった学校へ集中して支援できることで、問題の解決または、好転した割合は、増加した。

(2) 今後の課題

- ・学校に対してSSWの役割や活用方法についての更なる周知・啓発
- ・より一層関係機関や外部機関と連携し、児童生徒、保護者や学校を支援する体制強化研修の実施

枚方市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、児童・生徒の学校生活の充実や家庭の教育力向上を支援することを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・中学校区からの申請に基づき、2中学校区にそれぞれ1名ずつのCSSWを、中学校を拠点校として配置し、校区の小中学校における課題について支援を行うとともに、小中学校からの要請により、随時CSSW及びSSW・SVの派遣を行う。また、6小学校に6名のSSWを配置し、配置校への支援を行う。
- ・他の専門家とともに「ひらかた学校支援チーム」の一員として、通常時の学校訪問及び緊急支援を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 SSW・SV1名、CSSW2名、SSW6名 ・資格 社会福祉士・精神保健福祉士・教員免許等 ・勤務形態 SSW・SVの派遣は、年間12回（1回3時間）、CSSWの拠点校における配置及び要請に基づく緊急支援は年間40回（1回4時間）SSWの配置校における総回数920回（6名分）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

【活動方針等に関する指針（ビジョン）策定】

配置校の学校の教職員とのチーム体制によるケース対応・教職員と連携した校内ケース会議のファシリテーションや福祉的手法のアドバイス・小中合同ケース会議等、小中学校教職員が協働した小中学校間連携の推進・学校と関係機関等との連携のコーディネート・中学校配置のスクールカウンセラーとの連携・枚方市教育委員会が開催する研修会・連絡会等への参加・教職員と協働した不登校の未然絵防止の取組み及び早期対応・義務教育9年間を見据えた系統性・継続性のある生徒指導体制の構築 等

【周知方法】活用に関して、校長会等で周知するとともに、生徒指導主事等を対象とした説明会を行い、SVが活動内容等について説明を行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象 SSW・SV及びCSSW、SSW

（2）研修回数 年間6回

（3）研修内容

- ・スクールソーシャルワークの技法について（スーパーバイザーによる指導等）
- ・個別ケースについての検討 等

（4）特に効果のあった研修内容

- ・対応事案について、SSW・SVとCSSW、SSWが具体的な対応方法の検討を行ったこと。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 設置あり

○活用方法

- ・CSSWの配置校でのスーパービジョン及び校内研修会等実施に向けた準備及び指導
- ・教職員（管理職・生徒指導主事等）研修の講師 ・緊急事案に対する支援
- ・枚方市いじめ問題対策連絡協議会委員 等

（6）課題

- ・スーパーバイザーが他の自治体と兼任しているため、日程調整が困難。
- ・SSWの資格について、今後検討が必要。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】まったく登校しない生徒への対応の活用事例（③不登校 ⑥その他）

中学校1年男子。入学式に参加せず、その後も、まったく登校せず。保護者（母）とは連絡は取れるものの、家庭訪問をしても当該生徒に会えず、SSWに当該生徒に関して相談したところ、虐待の可能性があるとのことで、早急に当該生徒と教員が会うことと関係諸機関と連携することが必要であるとアドバイスを受けた。学級担任と管理職が粘り強く家庭訪問するとともに、スクールカウンセラーや本市子ども総合相談センター、大阪府中央子ども家庭センターとも連携し対応したことで本人の存在を確認できた。その後も、関係諸機関と連携しながら家庭訪問を続け、保護者（母）と教育相談する等対応することができた。

SSWのアドバイスを受け、関係諸機関と連携することで当該生徒の生存の確認ができたことが成果である。

【事例2】主としてネグレクト解消のための活用事例（①貧困対策 ②不登校 ④児童虐待）

中学校3年生と1年生の男子と4名の児童、1名の未就学児。ネグレクトの状態、この解消に向けてSSWと連携し取り組んだ。

SSWの活用前も保小中で連携し、本市子ども総合相談センターや大阪府中央子ども家庭センターと個別に相談する等取り組んでいたが、小学校からの「長期に渡り入浴していない」「食事を十分に与えられていない」等の指摘に対し、「直ちに命に関わるケースではない」との判断で、改善に向かえない状況が続いた。

SSWの配置後、SSWと臨時生徒指導部会を開催し、事案について情報を共有し、当該家族に対する指導支援方針について助言を受け、全職員で共通理解のもと、保護者への対応を続けた。この結果、食事に関すること等、部分的ながら改善に向かうことができた。

また、SSWに保小中及び本市子ども総合相談センター、大阪府中央子ども家庭センターで行うケース会議に参加し協議していただいたことで、福祉部局から保護者へのアプローチの頻度を上げてもらうことに至る等、その後、学校と福祉部局との連携が強化され、保護者へ対応できるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・CSSWを2中学校に1名ずつ配置し、拠点校としながら中学校区で、また、SSW6名が配置校で活動し、CSSWやSSWと教職員が児童生徒の状況等を共有しアセスメントを行うことで、的確なプランのもと、教職員が役割を明確にし、課題解決に向けて対応することができた。

①支援対象となった児童・生徒数 782名

②ケース会議の状況

（1）教職員とのケース会議 開催回数111回・参加教職員数540名

（2）関係機関とのケース会議 開催回数12回・参加教職員数69名・参加関係機関人数45名

（3）連携した関係機関 本市子ども総合相談センター、大阪府中央子ども家庭センター、保健所・医療機関等

- ・学校からの要請に対し、緊急派遣を行い、学校の対応について方向性が明確になり、児童・生徒、保護者に寄り添った対応ができるようになった。（平成28年度派遣時間数 81時間）

- ・「ひらかた学校支援チーム」とともに、小中学校へ出向き、学校の状況等についてのヒアリングを行った上で必要に応じてケース会議を実施する等対応した。（平成28年度派遣回数125回）

（2）今後の課題

- ・児童・生徒の抱える課題が多様化・複雑化する中で、SSWの必要性は高まっており、より専門性の高いSSWが求められているが、人材確保が難しい。

東大阪市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の不登校や問題行動等の背景には、子どもを取り巻く環境が大きな影響を与えていることを鑑み、このような事例には関係機関や専門家等も加わったチームを編成し、早期対応はもちろんのこと、その環境改善を図る必要があることから、教職員等への研修や具体的な事案へのケース会議でのアセスメント等による生徒指導体制の充実、また、教職員や支援人材と関係機関等とのネットワークによる児童生徒・保護者への支援体制の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーを拠点校の小学校に継続的に配置している。

（2）配置・採用計画上の工夫

拠点校については、小学校が作成した「平成28年度スクールソーシャルワーカー活用申請書」をもとに、市教委が市立小学校7校を選出し、SSWを配置した。その他の学校においては派遣活用で対応した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

「配置人数」・・・6名

「資格」

- ・社会福祉に関して専門的な知識・経験を有する者(社会福祉士及びそれに準ずると認められる者)で、過去に中小学校において相談・援助活動をした経験がある者
- ・地方公務員(昭和25年法律第261号)第16条の各号のいずれにも該当しない者
- ・スクールソーシャルワーカーとして職務を遂行するために必要な熱意、見識を有する者

「勤務形態」

- ・拠点型と派遣型の活用を行い、拠点活用としては7小学校の拠点校で、週2回勤務
- ・拠点校は年間456回の活用(年間70回×5校, 53回×2校)
- ・派遣活用は市教委が学校からのSSWの派遣依頼を受け、1回3時間勤務を基本とし、年間88回の活用

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「SSWは『こどもの利益』を最優先にした、保護者・地域・関係機関と学校とのネットワークの構築や連携を担う」という方針を校園長会や各種連絡会で周知。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・SSWや拠点校SSW担当教員を対象に、東大阪市SSW連絡会を開催

（2）研修回数（頻度）

- ・2カ月に1回程度

（3）研修内容

- ・拠点校活動における情報交流や事例検討（SVによる研修）
- ・関係機関との連携

（4）特に効果のあった研修内容

- ・SVによるケース会議の進め方や虐待対応についての講演

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 ・3名のSV体制（弁護士、大学准教授、大学助教）

○活用方法 ・2カ月に1回程度SV会議の実施 ・SSW連絡会での研修の実施 ・拠点校への訪問

（6）課題

- ・学校がより有効にSSWを活用できるよう、SSW間の共通理解を図ることが必要である。
- ・SV体制やSSW連絡会のさらなる充実が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校対策のための活用事例（③不登校）

3年生男児A。乳児期からこだわりが強いAは、小学校入学時より母子分離が困難で、安定した登校には結びつかず、欠席日数も多い状態であった。

S S W、管理職、担任、支援コーディネーターなど関係職員で定期的なケース会議を行った。Aの好きなこと得意なことなどの情報共有から、Aへのアプローチを検討。母の子育てを支えるため定期的にS S Wは面談を行い、うまくAに向き合えない父に対する支援はS Cに求め、Aが欠席時の家庭訪問は担任任せにせず学年教員や支援コーディネーターも行うよう校内にチーム体制をつくった。

登校に関しては、母子ともに短い時間の別室登校からスモールステップとして設定し、Aとキーパーソンになる教員との関係を深め徐々に母子分離につなげていった。担任はクラスの児童と結びつけることで、Aが別室だけではなく教室へもいく回数が増加した。その際、Aが困らないよう事前に授業の内容を知らせたり、個別の学習でAの理解が深まるような工夫をしたりすることでAの自尊感情を高めることにもつながった。

次第に、キーパーソンの教員と一緒にいなくても、校内にその人がいるという安心感で一步を踏み出せるようにもなった。Aの安定した登校が母の気持ちも安定させ、また母の安定した子育てに対する自信がAの登校の後押しにもなった。

【事例2】暴力事案のための活用事例（⑤暴力行為）

6年生男児B。Bは友人との関係がうまく築けず、暴言・暴力を伴うケンカが絶えない。トラブル時、本人の言い分だけを聞き、直接相手児童を訪ね罵倒する父の存在も、Bが友人から孤立する要因の一つであった。本人と家庭のアセスメントを深めるためにケース会議を数回開催し、プランの一つとして父親との面談をS S Wが担った。まずは、事前にBの教室へ入り込み、関係づくりをする過程で、Bのストレングス面を知る。そのことを面談で父親に伝えると、当初S S Wとの面談を拒絶していた父親の態度が変化し始めた。S S Wとの数回目の面談で、父は厳しい家庭の経済状況やBに対する子育ての困り感について語ってくれた。

校内のケース会議では、不適切な関わりは感じられるものの、Bを心から大切に思っている父親の気持を共有できた。父親をサポートする校内体制づくりや、Bの校内でのトラブル時にはしっかり担任が向き合っ気持を聞きとり、対処方法を一緒に考えるようにするなど、校内のチーム体制つくった。その後、徐々にトラブルは減少し、父親とは管理職が定期的な話し合いを行うことで、良好な関係が続いていた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ S S W参加のケース会議の有効性が広く認知されて、学校からのケース会議や事例研修などへのS S W派遣要請が多くなっている。
- ・ 拠点校活用については、週2日の配置をすることで、S S Wが主体的に行動することができ、教職員や関係機関と信頼関係を築き、円滑な機関連携につながった。

（2）今後の課題

- ・ 子どもたちをとりまく環境の変化、子どもが抱える課題が多様化・複雑化することで、「いじめ」「問題行動」の低年齢化や「虐待」などの家庭環境の問題が大きな課題となっており、福祉的視点をもったS S W配置のニーズが非常に高まっているが、そのニーズにこたえられるS S Wの人材確保とさらなる資質向上が必要である。
- ・ 派遣要請があっても日程調整がうまくいかず、すぐにS S Wを派遣することができなかったケースも多くあった。
- ・ 学校への支援体制充実のため、S V体制やS S W連絡会等の充実を図る必要がある。

尼崎市

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

就学後の子どもが抱える問題への支援機能を強化する視点から福祉事務所の体制を整備し、いじめ、不登校、非行など、就学後の要支援の子どもを早期に発見し、児童虐待等の予防や対応の仕組みとも連携して適切な支援を行うため、学校現場の指導に加え、福祉現場からの視点を導入することで要支援の子どもへの学校の対応力の向上の側面支援、学校と他の社会資源とのネットワークの構築などを図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

本市では平成21年12月に制定した「子どもの育ち支援条例」を根拠に、福祉事務所にワーカーを配置してスクールソーシャルワークを実施している。福祉事務所に体制を整備したことで、教育現場からは、外部の機関という認識で捉えられる傾向があり、活用に至らないという懸念がある。そのため、学校現場との調整について、教育委員会を窓口とし活用をすすめるとともに、事業の運営等においても教育委員会と連携を図るよう努めている。一方、児童の支援につなげるため、福祉現場の視点を持って問題のアセスメントを行うとともに家庭児童相談室等の関係機関との調整を行う点では、効率的な運営体制となっている。スクールソーシャルワークの活動形態は、「配置校型」と「派遣校型」を併用して実施している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

子どもの育ち支援ワーカー（ソーシャルワーカー） 6名

（資格） 社会福祉士、精神保健福祉士

（勤務形態） 年間156日 1日6時間勤務（一月当たり平均13日、一週当たり概ね3日勤務）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

尼崎市スクールソーシャルワーク実施要領を制定し、活動実施の指針としている。市立小中学校へは、校長会での説明や通知文「スクールソーシャルワーク活用に係る活用実施計画書の提出について」を教育委員会と連名で発出し、活動形態や狙い等について周知し、活用を呼びかけている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

子どもの育ち支援ワーカー、福祉事務所、教育委員会、こども青少年本部事務局関係職員、学校教職員他

（2）研修回数（頻度）

SSW研修会 7回

（3）研修内容

6月27日 エコマップを活用したケース会議について（教員参加）

7月11日 スクールソーシャルワークの活用について（教員参加）

8月24日 スクールソーシャルワーク活動研修（全教頭参加）

8月25日 学校の危機管理について（教員参加）

2月15日 親、大人ができること（教員参加）

2月16日 体罰の認定と法律問題（教員参加）

3月16日 難しくなる保護者対応トラブルをエコマップづくりで出口を見つけよう（教員参加）

（4）特に効果のあった研修内容

児童福祉分野、保健分野、教育分野、法曹分野の4名のスーパーバイザーから、各専門分野の研修を実施している。上記のうちのスクールソーシャルワーク活動研修（全教頭参加）については、基調講演や、グループワークを通して具体的なスクールソーシャルワーク活動の理解を深め協働する取り組みを学ぶ機会となった。そのほかの研修もスクールソーシャルワーク活動の一環として、学校で起こる様々な事象に対する対応力の向上と、教員に対するスクールソーシャルワーク活動の周知を目的として、教員にも参加を呼びかけて実施した。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置:有り

○活用方法:福祉・教育連携体制SV調整会議を実施し、SVから事業の運用改善や進行管理について指導助言を受けている。また、支援に行き詰る事例やワーカーに対する研修等で助言指導等を受けている。

（6）課題

活動に即した効果的な研修テーマの設定及び研修等の日程の調整

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校の活用事例（③不登校）

中学1年の2学期、対人不安が強く家庭内に引きこもり家族以外と関わりを持つことが出来なくなった中学2年の男子。家族は祖父母と父の4人暮らし。父は定職に就いておらず低収入で本児の養育を放棄。祖父は病弱、本児の養育者は、養育能力の低い祖母であった。本児の生活は昼夜逆転しており、家族からの登校支援も望めなかった。そんな中、学校からワーカーの要請があった。ワーカーは校内で情報共有を共有し、校内ケース会議、そして関係機関との連携ケース会議を開催し、アセスメントを通して支援に沿った役割分担を決め、本児・家庭への支援を実施した。具体的には、本児が家族以外の大人と会い、安心して話せるようになるために、ワーカーが核となって、担任・CSW・不登校訪問の先生等が家に訪問し(関わる人数を序々に増やしていき)、本児と遊ぶ機会を作った。生活困窮の点から、ワーカーが祖母を生活保護課に繋げ、生活保護への受給に至った。そして祖父を介護サービスへと繋げた。このように、校内支援体制を構築することで、担任だけで抱えるのではなく、校内で本児・家族への理解が進むとともに、連携ケース会議等を通して関係機関と学校が共に、子どもや家庭のことを問題の背景を含めて包括的に理解し、共有することができた。結果、本人の対人不安が軽減され、色々な大人、同年の友達と関係を結べるようになった。今後は、登校支援に向けて、再度モニタリングを繰り返し連携ケース会議において共通の理解のもと支援に繋げていきたい。

【事例2】ネグレクトの活用事例（④児童虐待）

小学校からネグレクトがあり衣服の汚れや臭いがあり他児から指摘され、対人関係でもトラブルを抱えがちであった中学1年の女子。中学進学時には制服の費用が支払えず借りた制服を着用して登校。入浴・洗濯・歯磨きがなされておらず、皮膚は荒れ放題、永久歯は、既にぼろぼろであった。母と本児は知的能力は低く、本児は、要保護児童であったことから、ワーカーは、家庭児童相談員から情報を集めた。そして要保護児童の連携ケース会議後、ワーカーは校内での支援体制に向けて、アセスメントに基く目標・プランに沿った具体的な役割分担を行った。主に担任は、登校時に清潔な状態で教室に入れるよう着替えさせ、校内でのシャワー指導、養護教諭は歯磨き指導、特別支援学級の担任は特別支援学級入級への切っかけとして本児に遊びに来よう誘った。病院のMSWは総合的な治療計画の調整を行い、ワーカーは、校内で教員との情報共有及びプランの実行についての調整・支援機関との調整を行った。結果、支援体制も充実し、本児や保護者との面談を通じケース理解を深めることができ、保護者も安心して教員等に相談出来るようになった。本児は、基本的な生活習慣が定着することで、対人関係に自信が持てるようになり、特別支援学級のクラスの子と関わる事が出来、放課後デイサービスにも通えるまでになった。また、生活保護を受給できたことで、学校の諸費も支払えるようになり、生活が安定に向かい改善されていった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校からの相談には、不登校、問題行動のうち家庭環境や発達に起因するものなどの事例が多く、これらの問題についてスクールソーシャルワークへの期待は高い。子どもの育ち支援ワーカーを活用し、子どもをチームで支援する校内体制を整え、役割分担のうえ支援することで、不登校などの改善につながった事例もあるが、継続的に働きかけを行い、小さな変化を積み重ねて改善を図るとともに、事例への対応力を高めるといった長期的な取組が必要となる場合も多い。また、全教頭を対象とした研修を実施したことで新たに子どもの育ち支援ワーカーの活用を希望する学校もあった。

本年度は、チーフ制を導入したことにより、支援対応に、複数のワーカーが携わるなど、ワーカーのスキルアップとともに、きめ細かな支援体制の構築にも繋がった。

- ・活動学校数 小学校 17校/41校 相談ケース数 119件
中学校 13校/17校 相談ケース数 129件
- ・校内ケース会議 82回 ・連携ケース会議 45回 ・他機関との連携活動 325回

(2) 今後の課題

ワーカー6人で、全小中学校を対象に支援できる体制をつくり、学校内の支援体制づくりをサポートする取組を進めている。今後も支援を必要とする子どもへの初期段階対応や学校の対応力の向上等、未然防止の観点から、子どもの集団生活の環境を改善することを主眼とする事業本来の成果を出していきたい。一方、教員の人事異動などで、学校現場での活用方法や、制度理解の浸透は引き続き課題となっていることから、継続して学校へ制度理解の研修など実施し、制度に対する学校現場の理解を高めていきたい。

西宮市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、虐待等の生徒指導上の事案のうち、学校だけでは解決が困難な事案に対して、スクールソーシャルワーカーを学校園に配置・派遣し、専門的な知識・技能を生かして子供たちの置かれた環境に働きかけ、必要な支援を行うことで、問題の未然防止、早期対応、早期解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

学校問題解決支援チームの一員とし、学校長の要請によって教育委員会が学校に配置及び派遣をした。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 3人（1人は国庫補助1/3と市費負担で学校保健安全課に配置。2人は国庫補助1/3と市費負担で地域・学校支援課に配置）
- ・資格 社会福祉士3人
- ・勤務形態 週4日、30時間勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

学校保健安全課のSSWは、SSW活用事業実施要領に基づき、また地域・学校支援課のSSWは、西宮市学校園支援アウトリーチ事業実施要綱に基づき活動を行った。生徒指導担当者会等で趣旨や活動内容、学校園現場からの派遣要請等について説明を行い、周知を図った。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・SSW3名

（2）研修回数（頻度）

- ・3人のSSWが、月1回SSW連絡会議を行い、その中で研修の機会を設けた。
- ・社会福祉士、臨床信率の資格を持つスーパーバイザーより、年に3回のスーパーバイズを受けた。

（3）研修内容

- ・SSW連絡会議では、それぞれのSSWが各月の活動内容を報告し合い、成果と課題を明確にした上で、それぞれの事案について対応を検討した。
- ・スーパーバイザーより、各事例の対応やケース会議の持ち方、学校との連携の仕方、保護者対応等についてスーパーバイズを受けた。

（4）特に効果のあった研修内容

スーパーバイザーより、具体的な事例の対応等について助言をしていただいた。日頃の活動を振り返り、自らの課題が明確となり、今後の活動に向けて大いに参考になった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○OSVの設置 設置していない。

○活用方法 社会福祉士の資格を持つスーパーバイザーを講師に招き、スーパーバイズを受けた。

（6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの経験の豊富さが充実した支援につながることから、スーパーバイズなどを通じて資質向上に努めること。
- ・要保護児童対策協議会や研修会に積極的に参加し、情報収集を行って、学校現場に対してSSWの活用についてさらに周知を図ること。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】ネグレクトによる不登校傾向児童のための活用事例（①、③、④）

○問題の概要等

小学生女兒。ベランダに閉め出され大声で泣き叫ぶ。夜、徘徊していることが度々あり、通報が多い家庭。小学校に入学して1～2週間は問題なく登校していたが、その後遅刻や欠席が続いている。毎朝起きられず、両親も起こさない。母も小・中学生の頃行きにくく、高校は遅刻が続き中退している。学校としては、毎朝、家庭訪問、電話連絡を繰り返しているが継続した登校に繋がらない。教師も疲弊している。

○SSWの関わり

- ・管理職、担任、児童支援からの聞き取り
- ・関係機関と情報共有、校内ケース会議、連携ケース会議を実施
- ・ボランティアセンターに登校支援ボランティアを依頼

○経過、改善状況

児相が母子を通所指導。保健センターが見守りを強化。登校支援ボランティアを週2回利用開始したことで、朝から登校できる日が増加した。

【事例2】父親が登校させない児童のための活用事例（①、④、⑥）

○問題の概要等

小学生女兒。父は無職で母が家計を支えている。兄、姉が小学生の頃から、約束を破ったからと、父が罰として登校させない。継続して登校しだすと、何かと理由を付けては登校させないということを繰り返していた。学校行事には参加したことがない。夏休みの宿題をしなかったからと、2学期に入ってから登校させてもらえず、外にも出してもらえていない。本児の学力は低く、コミュニケーションも取りにくい。また、入浴しておらず、同じ服装が続くため臭いが気になる。兄・姉は自分の意思表示ができ、この家から出て行く力があるが、本児にはその力がなく、この状況がおかしいと理解できない。

○SSWの関わり

- ・学校と家庭訪問
- ・児相へ通告
- ・校内ケース会議、連携ケース会議

○経過、改善状況

児相が介入したことで、本児の発達検査を実施。中度の知的障害、療育手帳を取得する。特別児童扶養手当を受給。放課後の居場所として児童デイの利用を開始した。11月より登校再開。初めて校外学習に参加できた。その後欠席することなく、卒業式にも参列し、特別支援学校に入学した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校保健安全課、地域・学校支援課のSSWについては、派遣型として小学校41校、中学校20校、特別支援学校1校に対応をしている。制度を理解した上でSSWを活用した学校からは、派遣要請が増えており、学校現場の評価は高まってきている。

（2）今後の課題

- ・積極的に学校を訪問してケース会議を行い、アセスメントやプランニングを繰り返す中で教職員とよりよい協働体制を築くこと。
- ・スクールソーシャルワーカーの認知度は高まりつつあるが、その役割の周知については課題がある。そのため、今後も引き続きその機能や役割について理解を深めるための取組みが必要である。

和歌山市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワーク構築を図り、適切な支援を行い、生徒指導上の諸問題の解決に向けての取組を行うため。

（2）配置計画上の工夫

市内各校の実情を踏まえ、特に課題の多い校区、学校を選定し配置。その他の学校においては校長の要請に応じて派遣している。28年度は2名の配置であるが、市内18校ある中学校区において2校区で1名のSSWが配置できるよう、段階的に増員を要請している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数2名（資格：社会福祉士ならびに精神保健福祉士1名、社会福祉士1名）

勤務形態：巡回型 1名（小学校2校 その他派遣 計年60回 1回6時間）

巡回型 1名（中学校1校、小学校2校 その他派遣 計年60回 1回6時間）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・スクールソーシャルワーカーによる直接支援と間接支援のバランスを検討すること。支援体制づくりのコーディネーターとして活動し、校内にスクールソーシャルワーカーの視点を根付かせ、学校自体の支援力を高めることを図る。
- ・連絡協議会を開催し、管理職を交えて意見交換の上、配置校でのより一層の活用について話し合う。また、小中校長会において、スクールソーシャルワーカー活用事業の周知徹底を図る。
- ・大学教授や臨床心理士等と連携を取り、定期的な助言をいただきながら、学校と関係機関との連携を強化する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

和歌山市スクールソーシャルワーカー2名及び担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・SVを講師に招いての研修（年間4回）

県主催の研修に参加

- ・県内スクールソーシャルワーカー及び担当指導主事対象の研修（2回）
- ・県内スクールカウンセラーとの合同研修（1回）

（3）研修内容

- ・実際の事例について、SVの方の意見もいただきながら参加者で協議。
- ・効果的なスクールソーシャルワーカー活動やケース会議の持ち方。（県SV講師）
- ・県内SSWで各々の取組の交流。また、模擬事例を用いてのグループアセスメント。
- ・いじめ問題や不登校等、問題行動に対する組織的な取組の仕方。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・「貧困家庭への組織的支援の在り方」「養育に課題のある家庭への継続的な支援」について県から講義を受け、「課題に対し、学校をはじめとする関係機関の組織の構築と連携方法」について、実際の事例をもとにしてグループで討議できたことにより、効果的な連携のもと、スクールソーシャルワーカー的な視点から問題を捉えることの大切さを再確認できた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 28年度は子ども支援センターと同一の場所にある福祉局と連携し、年間4回SVを招いて研修・事例検討を行った。

（6）課題

- ・年々、困難な家庭環境に対応しなくてはいけない状況にあり、スクールソーシャルワーカーの資質向上を図るため、市だけではなく、県や他市町村の研修会に参加したり、SVを継続的に受ける体制を整えることが必要。また、各学校（管理職だけではなく一教員に対しても）にSSWの役割の周知・連携し有効に活用してもらえるよう働きかけが必要。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境による生活不安定児童への活用事例（①貧困対策④児童虐待⑥その他・心身の健康保健）

○問題の概要等

小5と小4の姉妹、母子家庭。姉妹とも発達に課題がある中、母親が精神的に不安定で、子供たちに対し思いはあるが、自分のことで精一杯で、家庭において十分な生活支援・学習支援ができていない。家庭内に安心して頼れる存在がなく、担任はじめ学校職員、学級の友達にあまえたいという気持ちが強い。母親の養育能力が著しく低く、食事はファーストフードばかりのため子供たちは口にしないことが多く、洗濯もしない。家庭内で飼っている猫の糞尿の始末もできていなく、学級の友達から悪臭を指摘されるようになり、徐々に距離を置かれてしまっている状態。

○スクールソーシャルワーカーの関わり

- ・管理職、担任、SCとの校内ケース会議にて登校支援と保護者の養育態度の改善、生活環境の改善等について検討
- ・担任と一緒に電話連絡や家庭訪問の定期的な実施
- ・虐待と捉えられる言動もあるので、児童相談所、市福祉課への相談・連絡し連携
- ・学校から関係機関への相談連絡の調整

以上、役割分担を行い実施した。

○経過、改善状況

学校職員、市福祉課による家庭訪問・養育支援に関する助言等を行い、定期的なヘルパーさんを派遣する申請を行う。柵を設置することで、猫が子どもたちの生活する2階には行けないようにする。洗濯に関しては、ヘルパーさんが機能するまでの暫定的な処置であるが、体操服や最低限の衣服については学校保健室で行うこととなる。食事に関しては週に1～2階でも手作りの料理を作れるようにヘルパーさんと連携をとることを確認。また、今後、定期的に、子供達のために支援方法を一緒に考えていこうとアプローチした。この訪問をきっかけに、学校職員だけではなく、スクールソーシャルワーカーや市福祉課の家庭訪問が継続され、学校との情報共有が図れている。

徐々に安定して過ごせるようになり、放課後デイサービスの利用や、家庭学習への声かけ方法への助言にも前向きに耳を傾けてくれるようになった。

【事例2】両親の面前DVによる精神不安定児のための活用事例（④児童虐待）

○問題の概要等

小5女子。元父から母への暴力を2～3歳の頃日常的に目にしていたことでトラウマになっている。4年生あたりから先生や周りの男子からの大きな声に敏感に反応し、反社会的な行動をとることでストレスを解消している。突発的に学級、学年だけではなく、低学年へも暴力的・破壊的な行動をとるため、集団での生活が困難となる。校長室や別室登校をしばらく続けたが、支援の先生とも気が合わず不登校になる。この状態を改善する何かよい方法はないかとSSWに相談があった。学習面の遅れも気になる児童である。

○スクールソーシャルワーカーの関わり

関係機関の調整を図り、校内ケース会議で今後の支援方針を検討した。3年時の担任と児童、母親の関係が良好ということで、家庭訪問時に同行してもらうなどして少しずつ関係がもてるようになった。関係機関のお医者さんからの助言もいただきながら学校外での教育相談、また、適応指導教室の利用を促してみる。家庭でも突発的に暴れることから、母の精神状態も安定しない様子であったので、母親に対しても定期的なカウンセリングを勧める。

○経過、改善状況

学校職員、SSWによる定期的な家庭訪問が実施できている。学校以外の選択肢があることも知ってもらったうえで、児童に会ってじっくりと話ができるようになってきた。母親への支援で家庭での関わりにも改善が見られる。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校においてコーディネーターとして校内支援体制づくりを担い、教職員が明確な役割分担をして、共通の目的に向かって支援を行う取組につながっている。専門性を生かした手法を学ぶことで、自らの支援のあり方に福祉的な要素を取り入れる機会となっている。
- ・関係諸機関や地域民生委員との連携を図りつつ長期的に支援を行うことで、家庭環境の改善につながっている。

(2) 今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの役割や活用の仕方についての更なる周知、啓発、学校及び関係機関との連携を一層円滑かつ効果的に行う方法の検討
- ・スクールソーシャルワーカーの人員確保、任用日数・時間の増加ともなう財源の確保
- ・定期的にSVを雇用する費用の確保

下関市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、暴力行為、児童虐待や不登校等の生徒指導上の課題の内、学校だけでは解決が困難な事案に対し、社会福祉士・精神保健福祉士等の専門家をスクールソーシャルワーカー等として学校等に派遣し、専門的な知識・技能を用いて、幼児・児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことで、生徒指導上の課題等の未然防止、早期対応を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーを専門家人材バンクに登録し、学校長の要請により、教育委員会が学校等に派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数・・・9人

資 格・・・社会福祉士5人、精神保健福祉士3人、教員免許1人、相談業務に長期間従事した者1人

勤務形態・・・学校長からの派遣要請に応じて勤務

年間367時間、234日

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項」および「スクールソーシャルワーカーのリーフレット（周知用）」を作成し、学校や関係機関に配布した。また、管理職、生徒指導主任、教育相談担当を対象とした研修会等で周知した。さらに、不登校などの課題が多い学校に対して、指導主事が出向き活用を打診した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・月に1回（二時間程度）

（3）研修内容

- ・対応事例の検討
- ・やまぐち総合教育支援センターSVによる研修（年1回）

（4）特に効果のあった研修内容

- ・個々の抱えているケースについて、関わり方や関係機関との連携の図り方についての意見交換をする。
- ・学校から相談を受けた事案について、グループ別協議を行い、全体会で解決策等をシェアリングする。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置 なし

（6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーが別の仕事をもっているため、研修会の日程調整が難しく、夕方から夜間にかけての時間帯で開催せざるを得ない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境に起因する不登校のための活用事例（①、③）

Aは、小6の2学期から不登校状態にあり、安否確認ができない状況にあった。家族構成は、母親、祖母とAの3人家族で、母親は精神疾患を患っており、養育にも課題があったため、祖母が母親とAの世話をしていた。母親は、過剰な思い込みや不安傾向が強く、周囲との関わりを避け、祖母に対しても暴言や暴力があった。

このケースには、児童相談所、市子ども保健課、SC、SSW、医療機関、主任児童委員が連携して支援にあたった。主任児童委員が地域での見回りおよび観察を行った。SSWは、祖母に協力を得て、家庭環境の改善を図ることに重点をおき、SCと教育相談担当が、医療機関と連携して、母親の支援にあたった。SSWは、月に2回の祖母との面談に加え、Aの養育に関して、食事や衛生面、保健に関する問題点を指摘し、緊急時の警察および児童相談所等との連携について、祖母に確認をとった。

ケース会議を行ってすぐに、主任児童委員からは、家庭の情報が入り、Aの安否確認もされた。SCと教育相談担当は医療機関に母親と同行し、治療についてのアドバイスを受けた。祖母と母親の支援をしていく中で、SSWと教育相談担当が家庭訪問をした際、急な家庭環境の変化に不安に感じていたAが姿を見せた。Aも母親の状態を心配しており、この家庭の状況を改善したい気持ちが感じられた。

数ヵ月後、祖母が母親から暴力を受け、警察へ連絡。母親は、措置入院となり治療を受けることになった。Aは一時保護となり、その後、施設入所となった。施設から学校へ通い、不登校も改善された。その後は、祖母だけでなく、父親や父方の祖父母の協力を得ながら生活している。

【事例2】問題行動対応のための活用事例（⑥）

Bは、母の厳しい養育態度に対して、抵抗感を示しており、小学校時から母の叱責後に、窃盗や夜間徘徊を繰り返している状況であった。Bは発達障害の診断を受けていたが、障害の特性を理解した養育はしておらず、Bの問題行動に対しても無関心であった。離婚し別居の父親は、近隣に居住しており携帯電話のメール等でBとの連絡をとっていたが、Bを指導できるような関係性はなかった。そのような中、Bの家出が頻繁になったため、学校からSSW介入の要請があった。

Bは学校生活に問題はなく、友人関係や教員との関係も良好であった。SSWは二人体制で支援に入り、学校と連携して、Bの生活環境の改善に重点をおき関わる男性の担当と母親の気持ちを安定させ、養育環境を整える女性担当とに分かれて支援を行った。Bには、学習支援を行いながら、学校での落ち着いた生活や努力を認めていくことに重点を置いた。母親には周囲の協力を得ることで気持ちが安定するように父親や親戚関係との関係づくりを勧めた。母親は、父親の協力を得ることを拒んでいたが、Bの父親に対する思いをSSWから聞いたことで、父親とも会える環境を整えることや協力を得ながら養育していくことにした。また、定期的に受診していた医療機関に、Bの障害の特性と支援の仕方等を相談をするようになり、激しく叱責することもなくなった。その結果、Bも徐々に落ち着いた生活を送れるようになり、問題行動も減少した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

小学校13校、中学校13校の36ケースに対して、234日、367時間の派遣を行った。そのうち22ケースで事態の好転が見られた。事業の周知が進み、学校がSSWの介入を念頭に入れた情報収集や保護者との連携を進めるようになっており、専門的な知識・技能を用いて、福祉や医療等の関係機関との適切な連携をしながらケースにあたることで、生徒指導上の課題等の未然防止、早期対応に成果が見られた。

（2）今後の課題

人材バンク登録のSSWが別の職業をもっているため、学校の常勤としにくい。また学校では対応しきれないケースが増加しており、SSW派遣回数等拡充するための財源の確保が必要である。また、SSWの相談業務の経験数に差があるため、適切な支援の保証のために、研修会等を通じたSSWの資質向上に努めることが重要である。

高松市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

スクールソーシャルワーカー（以下、S S W）の社会福祉等の専門的な知識と技術を用い、児童生徒を取り巻く環境を整備することで、問題行動等の未然防止や解消を図る。また、問題解決の過程を通して、中学校で問題行動等が発生しないシステム作りを行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

高松市立全中学校にS S Wを配置している。また、中学校区の小学校からS S Wの派遣希望があった場合には、必要に応じて、当該小学校を校区とする中学校に配置されているS S Wを派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

〔配置人数〕 12名

〔資格〕 社会福祉士等の資格を持つ者又は、福祉と教育の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、優秀な活動実績等がある者

〔勤務形態〕 原則1日6時間、週5日程度とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

社会福祉等の資格を有するS S Wを全中学校に配置し、専門的な知識や技能を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。S S Wは、配置された中学校では、生徒及び保護者への支援、教職員から求められる内容に応じ、教職員への支援、関係機関等との調整等を行う。また、派遣された小学校では、教職員研修での講話、校内支援体制への助言、事例検討会での助言等を行う。

これらについて、「高松市教育委員会教育指針」及び、「高松市S S W配置事業実施要項」として、年度当初の校長研修会にて各高松市立小・中学校の校長に周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象：高松市S S W（12名）

（2）研修回数：月に1回（年間11回）

（3）研修内容：活動状況の報告、具体的な事例に基づく研究協議、情報交換、事務連絡

（4）特に効果のあった研修内容

具体的な事例に基づく研究協議が効果的である。高松市では、毎年スクールソーシャルワーカーの退職に伴う新規採用者が数名おり、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持っていても、学校現場での勤務は未経験の状態である。S S Wとしての心構えや、教職員とのコミュニケーションの工夫、問題行動等の課題を抱える子どもや保護者との関わりでうまくいった事例や、課題の残った事例などを共有することで、S S Wとしての自信の獲得や、活動の工夫に役立っているという声を多く聞いている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法：スーパーバイザーは設置していない。

（6）課題

12名のS S Wを抱えているにもかかわらず、スーパービジョンは県に頼っている。今後は、市単独でのスーパーバイザー設置及び研修体制の整備が課題である。また、研修プログラムに多様性が欠ける面も課題として挙げられる。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校で安否の確認ができない中学1年生の女子生徒への支援(①③)

小学校時から不登校傾向のあった生徒が、中学校へ入学後にまったく登校できなくなった。4月初旬、担任や学年団主任、校長が家庭訪問するが応答がなく、支援策を協議した。4月中旬、SSWが家庭訪問し母親と会うことができ、母親の体調不良の話があった。SSWからは、本人や家庭の様子を学校やSSWが気にかけていることを伝えた。4月下旬、校長や担任が家庭訪問し本人と会えた。5月中旬、SSWがミニトマトの苗を持って家庭訪問すると、母親は、本人に水やりをさせると話してくれた。その後の家庭訪問をした際には、本人が水やりや観察をしていることなど、トマト栽培を介して生徒や家庭の様子を話し合えるようになり、SSWも栽培を手伝った。また、SSWは、学校と関係機関(市生活福祉課、市子ども女性相談室、市教育委員会、児童相談所)との連携、ネットワーク構築に努めた。本人と会えない時期があったが、10月、担任・関係機関・SSWで家庭訪問した際には、本人は玄関先まで出てきて、日頃の食事や好きな音楽などの話ができ、その後は決まったペースで会うことができるようになった。12月、母親の体調事情等により、定期的な家庭訪問が困難になり、SSWは、学校・関係機関と、父親・祖父の協力について協議した。本人だけでなく、世帯支援の必要性を話し合い、1月、保護者参加のケース会を開催した。この会で、父親は、本人を少しでも外に出したい思いを話し、本人と一緒にトマトを摘んだことを話した。SSWも力になりたいことを伝えると、父親からは「これだけの人が心配してくれていることがわかった。ありがたい。」との言葉があった。

【事例2】発達障害をもつ中学2年生男子生徒に対する支援体制づくり(⑤⑥)

小学校在籍時から発達障がい疑われていたが、医療機関受診には繋がっていなかった。中学1年時にも、母親に医療機関受診を勧めたが受診には至らず、中学2年時にも問題行動が続き、万引き行為も発覚した。警察から子ども女性相談センターに通告がされ、これと平行して、母親と面談を重ねて医療機関受診を繰り返し促し、やっと受診に繋がった。しかし、その間も問題行動は続き、その度に母親が学校に来て謝罪を重ねた。医療機関受診の前に家庭と学校で話し合いを行ったが、この話し合いの場に、初めて継父が参加してくれた。継父は、本人に何らかの発達障害があるのではないかと感じていたようであり、早い段階から医療機関受診を促していたが、母親がなかなかそれに応じなかったという。本家庭は、連れ子の再婚家庭であり、ステップファミリーの難しさがあったのかもしれない。話し合いでは、家庭と学校との連携、そこに医療機関の支援も受けながら本人への支援を継続することを確認した。

医療機関受診後、自閉症スペクトラムの診断を受ける。SSWが通院同行も行き、臨床心理士との話し合いにも参加し、本人の特性と学校という集団生活のずれが生じていることを報告した。臨床心理士から、良いところを見つけて誉めることがやる気に繋がるとの助言があり、その後は本人の特性を周囲が理解した上で対応に当たり、本人の学校でのトラブルは減少した。本ケースでは、本人の状況を好転させるためには、保護者と学校・医療機関の三者が同じ方向を向いて支援を行うことが大切であるということが実感できた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

SSWが関わる「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」のうち「問題が解決」及び「支援中であるが好転」の件数の全体に占める割合は、平成27年度は26.0%で、平成28年度は38.7%であった。年度をまたいで粘り強く継続支援をしているケースが多数あり、それが解決・好転の割合の上昇につながっていると考えられ、SSWの役割は、学校で欠かせないものとなっている。また、平成28年度は、家庭訪問や関係機関連携等、学校外での支援・活動件数が大幅に増加しており、SSWが学校と家庭・地域のパイプ役として機動力を生かし、機能していることがうかがえる。

(2) 今後の課題

本市では、現在SSWの拡充に努めており、その中で、次のような課題が生まれている。

- ①新規採用SSWの知識や技術を向上させるためのよりよい研修体制の整備
- ②SSWを志望する者のうち、資格や適性のある者の確保

久留米市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを、要請に応じて派遣。問題を抱えた児童生徒の課題の解決や改善を図るために、置かれた環境に働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用することを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカー3名（非常勤職員）と社会福祉資格を有する久留米市職員1名を久留米市教育委員会に常駐させている。派遣型方式を採用している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

■4名（1名は常勤・3名は非常勤）

■資格：社会福祉士4名、精神保健福祉士3名

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

定例校長会、教頭会、学年主任研修会、不登校児童生徒に関する研修会、いじめ対応研修会等においてスクールソーシャルワーカー活用事業の目的、活動の概要、改善事例等の説明を行い、事業の周知を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー3名、久留米市職員1名

（2）研修回数（頻度）

スーパーバイズ年3回、1回2時間

（3）研修内容

- ・社会福祉学科教授をスーパーバイザーとして招き、4月当初に新人研修を兼ねてスクールソーシャルワーカーの役割についての研修をしたり、各ケースについてスーパーバイズを受けたりした。
- ・市役所の他部署に配置されている社会福祉士、精神保健福祉士との研修・情報交換を行い、他部署の役割についての理解を深めたり、事例検討を行ったりした。

（4）特に効果のあった研修内容

新規採用職員に対し、年度当初にスクールソーシャルワーカーの果たすべき役割について共通理解を図った。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：有

○活用方法：定期的に連絡会を行い、スーパーバイズを受ける。

（6）課題

スーパーバイズの必要性を感じているが、年3回と回数が少なく日常的な支援・対応についての相談ができてにくい状況である。また、現在の雇用形態では長期的な人材育成や資質向上ができてにくいことが課題である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（③不登校、⑥発達障害等に関する問題）

（概要）

中学女子生徒。両親と同居。中学1年次より登校渋りがあり、2年に進級し休まずに登校することが出来ていたが、夏休みを機に再び登校渋りとなる。母と衝突することが多く、生徒、母ともに精神的に不安定。精神科病院通院中であり医療機関との連携目的にてSSW派遣要請。

(支援内容)

- 保護者より同意を得て医療機関より情報収集、生徒の病状について学校と情報共有を行った。校内ケース会議を行い、必要な支援、対応について確認。
- 定期的に家庭訪問を行い、生徒、保護者の想いについて聞き取り。学校に登校したい気持ちがあり適応指導教室の見学同行。適応指導教室支援員と生徒の様子について共有し、連携を図る。
- 少年サポートセンター、心理教育センター、児童相談所、医療機関などの関係機関との連携を図る。

(改善状況・課題)

母との共依存関係により、一時的に入院治療となったが、生徒、保護者、関係者が参加をしたケース会議を定期的に行っていく中でそれぞれの想いや方向性、必要な支援について確認。生徒の学校環境、生活環境について整理し、安定した環境を調整していくことが出来た。今後も家庭訪問を継続し、生徒、母の想いに寄り添いながら、学校、関連機関との連携を図っていく。

【事例 1】家庭環境支援のための活用事例 ①貧困対策(家庭環境の問題)、③不登校

(1) ケース概要

小学校高学年児童。母と妹との 3 人暮らしの生活保護家庭。母の養育能力が低く、家事がこなせていない。家は物が多く雑然としている。家庭全体で生活リズムが整っていないことで、欠席・遅刻過多。

(2) 支援内容

- ケース会議にて関係機関との情報共有、支援方針の見直しを実施
- 学校の家庭訪問に同行、母と面談し困り感の聞き取り。以降、定期的に家庭訪問を実施し関係性構築に努める
- 母への福祉サービスの導入、手続きの支援実施
- 本児と面談実施。生活リズムを整えるための目標を設定し、定期的な面談で振り返りを行う

(3) 改善状況・課題

定期的な家庭訪問、面談の実施により継続的な支援ができた。SSW の支援により母は精神障害者保健福祉手帳を取得、相談支援事業所につなぎ福祉サービスを導入。家事援助を実施すると同時に家庭に対するこまめな見守り体制を確立。本児は面談を通し目標を設定することで、登校日数が増え、状況は改善。中学進学に備え、中学への引継ぎを行うことで、本児も母も安心して進学に向けた準備をすることが出来た。今後は、構築された支援体制を継続していくことが課題と思われる。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成 25 年度から教育相談チームを発足させ、平成 28 年度は市職員 1 名を含む SSW4 名を配置。徐々に拡充を図っている。学校訪問回数は 1,047 回、家庭訪問回数は、589 回、関係機関訪問は 189 回となっており、学校と家庭及び関係機関の連携について特に重点的に行うことができた。教職員とのケース会議は 89 回、関係機関とのケース会議は 167 回で情報の共有化、核関係機関の役割分担の理解や連携の向上に努めることができた。

(2) 今後の課題

久留米市教育委会では、これまで段階的に SSW の拡充を図ってきたが、任期が 3 年と限られた中で、経験豊かな即戦力を確保することが困難であること、悩みや疑問を相談できる専門的知見を有する上司がいないことが課題として挙げられる。いじめや不登校・発達障害、貧困、問題行動など多様化・高度化する事案の増加に伴い、SSW の資質の向上がより求組織的なスーパーバイズや人材育成ができる体制作りが必要である。

長崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校、虐待や暴力行為等、生徒指導上の諸問題のうち、学校(園)だけでは対応が困難な事例に対して、SSWを派遣し、関係機関と調整・連携を図りながら子どもを取り巻く環境の改善を行い、ひきこもり傾向の児童生徒への支援を含め、問題を抱える幼児、児童生徒の支援を行うこと。

（2）配置・採用計画上の工夫

市SSWと、県SSWを長崎市教育委員会へ配置し、派遣申請により各校への対応を行った。採用においては、教育や福祉の分野において、専門的な知識・技術を有する者、または活動経験や実績のある者のうち、業務内容を適切に遂行できる者としている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：県が長崎市に配置するSSW1人に加え、市が配置するSSW8人の合計9人を配置。

資格：社会福祉士3人 精神保健福祉士1人 その他社会福祉に関する資格5人 教員免許4人

心理に関する資格1人 その他SSWの職務に関する技能の資格3人

勤務形態：市SSW：市の嘱託職員として、週5日、1日6時間勤務。 県SSW：週3日程度、年間630時

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

学校からの派遣要請を待つだけでなく、市立の全小中学校に担当SSWが計画的に訪問し、アウトリーチ型の対応により、支援が必要な児童生徒の早期発見、早期対応を目指している。また、このことにより周知も図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

県SSW1人、市SSW8人、事業担当主事1人

（2）研修回数（頻度）

①SSW基礎研修	15回
②定例事例研修会（水曜日午前・金曜日午後）	65回
③月例研修会（月1回程度）	10回
④教育相談夏季研修講座（7月末～8月上旬）	6回
⑤学期末・年度末研修（8月、12月末～1月、3月末）	13回
⑥その他（不定期、年間で数回）	6回

（3）研修内容

①SSW基礎研修

基本理念、事業の経緯・目的・組織・運営、活動内容、守秘義務、研修、ケース会議等

②定例事例研修会

事例検討会：対応事例について協議、担当主事からの指導助言。学校教育課生徒指導担当主事と情報共有と協議等

③月例研修会

各専門家を招聘しての講義や指導助言、事例検討会、スーパーバイズ

④教育相談夏季研修講座

子どもの疾病と対応、保護者対応、ストレスマネジメント、SSW活用等に関する教職員向け研修会への参加

⑤学期末・年度末研修

継続支援児童生徒について支援方針、具体的支援方法の検討、情報共有と作成資料等の管理・保管等

⑥その他

福祉部局主催の連携協議会や事例検討会への参加、地域の実務者会議における研修会への参加

（4）特に効果のあった研修内容

○月例研修会、定例事例研修会

専門家やベテランSSWによる指導助言等が、SSWの知識理解、対応力向上につながった。また、複数の視点で各事案のアセスメントや支援方針、各機関との連携のあり方等について意見交換や見直しを行う事ができ、SSWの対応力の向上につながった。他のSSWの対応等を知ること、類似のケースに対する有効な参考事例となった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：固定したSVの設置は無い。しかし、大学（准）教授、県SSWスーパーバイザー等に協力を依頼し、不定期ではあるが、必要な時期に講師として招聘した。対応事例の中から事前に検討事案を選出し、所内研修会にてSVを受けた。

（6）課題

①SSW対応事案の増加に伴うケース検討会や指導助言、状況確認のための時間の確保と工夫。

②県SSWと市SSWの勤務時間・時数の差による研修時間の確保と対応に工夫が必要。

③大学や他機関と連携した、組織的・計画的・継続的で有効な研修会の定着（連携と予算確保）。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】関係機関連携のための活用事例（①貧困対策、③不登校、⑥発達障害等に関する問題）

- 状況 小6児童。乳幼児期の父母離婚により本児を養育している祖母からの養育費不足の相談。また、本児の学習の習熟度が低く、遅刻、欠席など不登校傾向が見られるとともに、家庭内の不適応行動が発覚し、医療ケアの必要性が浮上した。
- 対応 就学援助金の支給再開により就学資金を確保した。学校とSSWで協議し、家庭内の不適応行動を校長より児童相談所へ通告し、祖母と本児で児童相談所への相談を行った。SSWは祖母と定期的な交流により家庭状況を把握し、学校と情報共有しながら家庭、学校双方の支援策を検討するなど協働した。
- 効果 就学資金は安定し、祖母の養育負担が軽くなり、家庭生活は好転した。本児は、児相より各種検査を受けたのち専門医療機関を紹介され、発達障害等の継続的な医療を受けることとなり、学校生活も好転した。

【事例2】家庭環境改善のための活用事例（①貧困対策、③不登校）

- 状況 不登校傾向のある中3生徒。風呂のないゴミ屋敷化した家で祖父母と暮らす。祖父はほぼ寝たきりだが未治療。祖母は持病がありながら掛け持ちで就労しており、養育の余裕がない。本生徒の生活保障が課題であった。
- 対応 本生徒は児相にて検査を受け、療育手帳取得することとした。その後、医療機関の受診を開始し、加療継続となった。祖父は非課税証明を行い無料の健康診断を受け、行政センターの保健師介入により医療機関へ入院。年金手続により年金の受給を開始。また介護保険の利用を踏まえ地域包括支援センターの職員を祖父に紹介。祖母の収入が減った場合を考え、生活福祉課への相談に同行、経済支援の説明を行った。家庭環境の改善に向けて経済面の改善から始めた。
- 効果 本生徒は特別支援学校への進学が決定した。今後は必要時に障害福祉サービスを利用。祖父は医療機関での加療後、歩行可能なまでに回復し退院。銭湯に通い衛生面の改善となった。また本生徒の受診時に祖父が同行することで本生徒の定期的な受診継続に繋がっている。地域包括支援センターの職員と保健師による定期的な家庭訪問で、生活状況の把握が可能になるとともに、祖父の介護認定へ向けての支援が始まった。世帯収入は祖父の年金分が増額するが、今後祖母の体調悪化や加齢により収入が激減した場合は速やかに生活保護が受給できるような支援体制が整った。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

①問題の早期発見・早期対応

小学校における問題に多数介入した（全対応人数の約半数）。このことは、親子関係や家族の問題、養育の問題、発達や医療支援が必要な問題等、早期発見と予防的措置が必要な事案に対して早期に対応ができたこととなり、今後大きな問題行動となるリスクの低減につながった。

②困難な事案への対応

各関係機関の対応が行き詰まっている大変困難な事案（ひきこもり等を含む）に対して、素早く柔軟に対応し、信頼関係を構築しながら児童生徒や保護者への直接支援、又は関係機関へのつなぎ等の支援が可能となった。

③抱え込みの防止、地域や学校のニーズに合った対応

SSWが校内ケース会議や要保護児童対策地域協議会に参加し、学校と協議・協働することにより、学校や担任が問題を抱えこんで事態が悪化するのを防止できた。さらに、地域や学校毎の問題の特徴等が明確になり、現状に合った組織的・継続的・計画的な支援が今後可能になってくると考えられる。

（2）今後の課題

①SSWの業務量・配置・派遣の工夫

SSW 1人が担当する学校数（児童生徒数）が多く、さらに、必要に応じて1事例を複数で対応・協議等も行うため、業務の質・量ともに負担が大きい。派遣対応の時間を確保しながら、記録作成や必要な協議、研修等を行えるよう、効率的な運用や工夫が必要である。また、SSWを効果的に活用するために、学校の実態や必要性を考慮しながら、派遣型、配置型、その他の方法について実践と検証を重ねる必要がある。

②SSWの安定雇用

SSWに求められる高度な専門性や、地域社会・学校への理解（継続して支援する必要性）を考えると、市が配置するSSWが、安心・安定して業務が遂行・継続できる諸条件の整備（個々の経験や対応力・状況に合わせたサポート体制、継続雇用が可能となる雇用条件等の改善、勤務時間・給与面の改善、資格取得補助、福利厚生等の改善等）が必要不可欠である。さらに、長期的な視点では、SSWの養成機関及びその体制づくりの整備が県や市全体で必要である。

佐世保市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけを行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

児童生徒の情報が集まりやすい青少年教育センター配置し、効果的な活用ができるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数 4名（佐世保市雇用3名、長崎県より派遣1名）

資格 社会福祉士4名（内2名は精神保健福祉士の資格も保有）

勤務形態 非常勤職員 市雇用 1日7時間勤務を週3日、年間35週勤務を行う。

県派遣 1日6時間勤務を週3日、年間35週勤務を行う。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「学校と関係機関との連携に関するマニュアル」を作成し、全小・中学校に配付して活用促進を指導した。また年度当初にスクールソーシャルワーカー配置事業実施要項を定め、その中で、事業の内容、派遣方法、活用方法等を定め、年度当初に市内の全小・中学校に配付し周知を行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

市内に配置されている、SC及びSSW

（2）研修回数（頻度）

年1回

（3）研修内容

SC・SSW実績報告、SC・SSWの引継ぎについて、佐世保市学校危機支援チームについて相談活動の現状と課題について協議、SC・SSWの連携に関する協議

（4）特に効果のあった研修内容

SC・SSWの連携に関する協議では互いの事例を持ち寄り、それぞれの立場からの意見を出し合うことにより、それぞれの立場での事例に対するアプローチや、連携の方法などを知ることでき、今後の相談活動への大きなプラスになった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 無し

○活用方法

（6）課題

- ・研修会の回数を増やす。
- ・参加しやすい時期と時間帯の工夫

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】

①貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等） ③不登校 ⑥その他（心身の健康、発達障害）

事例の概要 対象児童生徒：小学生

【基本情報】

母、本児の二世帯。両親は本児が2歳のころに離婚。小学校4年生より不登校（SSW介入） 本児はADHDの診断を受けている。母は発達障害、精神障害の診断を受けており障害者手帳所持。

【相談時の課題】

平成26年、通学している小学校より相談を受ける。母の精神症状が不安定で、本人を取り巻く環境（体調不良やいじめ等）に対する不安の訴えが強い。本児も母も昼夜逆転気味で欠席が増加している。→その後、同居していた家族の逝去により本家庭に経済的な課題が生じた。

【SSWをどのように活用したか】

- ・母と学校をつなぐ支援を行い、母の学校に対する不安や拒否感に対して実態の把握を行い、改善の為に関係調整。
- ・経済的課題に対する状況を把握し必要な福祉関係機関へのつなぎを行い、経済的基盤を整える。
- ・本児の不登校に対して、支援の方向性を統一させるため関係者会議を開催。

【チーム学校に対する対応】

- ・市生活福祉課…生活状況の確認。 ・社会福祉協議会…生活困窮者自立相談支援事業での支援。
- ・生活保護受給の同行支援や家計管理の支援、引っ越し時の不動産業者との連携。
- ・市子ども支援課…母の体調や本児の養育に関する相談を受ける。
- ・障害者就業・生活支援センター…母の障害年金申請（母の医療機関再受診含む）の支援。
- ・医療機関（本児の通院先）…本児の診察と、本児の発達課題への対応について保護者、学校、関係機関へ助言。
- ・学校…本人、家族の状況を情報共有・理解し、学校での受け入れ態勢を校内で統一させる。
- ・SSW…必要な機関へのつなぎ、情報の集約、母の相談窓口。

【SSWが介入した成果】

母の不安を受け止めることで、学校への対応拒否を緩和できた。生活保護・障害年金の受給につながった。母の判断で自己中断していた医療機関に本児も母も再受診することができ、本児は障害者手帳を取得した。必要な機関へつなぎを行い、関係機関で方向性を統一して家族全体へ働きかけたことにより、家族の生活力が向上した。

【事例2】

① 貧困対策、⑥その他（発達障害）

事例の概要 対象児童生徒： 中学生

【基本情報】

母と姉と本児の母子家庭。母は知的障害があり、本児も知的障害の疑いがある。昨年は不登校であったが、今年度の担任と相性が良く別室登校をしている。家庭ではネグレクトに近い状態で本児は食事をしていないことが多々ある。本児の学力は低く、左右という漢字が解らず小学校低学年レベルである。

【相談時の課題】

- ・自宅はゴミ屋敷状態で制服も汚れており、食事も不十分であること等からネグレクトが疑われる。
- ・本児は学力が低く知的障害の疑いもあるため、学校としては進学等に備えて発達検査を受けさせたいが母が拒否している。
- ・母親と学校職員の間で連絡がつかず、対面できたのも始業式だけである。

【SSWをどのように活用したか】

- ・家庭訪問や母との面接を行い、母と学校の関係性を調整した。また、関係機関との連携を行い情報共有の要となった。

【チーム学校に対する対応】

- ・市子ども支援課…本児宅への定期的な家庭訪問。主に、母への支援、助言。要対協の開催。
- ・母の就労支援施設…母と学校を繋ぐ。本児に発達検査を受けさせるよう勧める。
- ・市生活福祉課…経済面の支援、母への支援。
- ・主任児童委員、民生委員…家庭の見守り、母や本児への声かけ。
- ・学校…担任による本児からの家庭状況の聞き取り、本児への個別学習の対応。
- ・心の教室相談員…本児の相談受入れ。
- ・SSW…家庭訪問での母の相談受入れ、養育に対する助言。本児との面接。他機関へのつなぎ、情報集約。

【SSWが介入した成果】

- ・SSWが母の気持ちを学校に代弁するなど間に入って支援をしたことにより、関係性が改善された。
- ・関係機関で継続的に支援を行ったことにより、本児の希望する職への就職ができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーが関わって他機関と連携した事案数は、平成26年度の348件から平成28年度の781件に、対応した児童生徒数は、平成26年度の118名から平成28年度の144名に増加している。

また、教職員が相談をした件数は、平成26年度の873名から平成28年度は1297名に増加しており、学校現場において、児童生徒が抱える問題が複雑化し、学校だけの対応では難しくなっている現状に鑑み、改めてスクールソーシャルワーカーの有用性を感じている。

(2) 今後の課題

・SSWの勤務体制の強化及び増員

現在、4名のSSWが週3日勤務の非常勤職員としている。勤務日の割り振りの工夫を行い、週5日すべてに複数のSSWが勤務し、かつ毎週水曜日に4名全員が勤務し事案の検討や情報交換ができるようにしている。しかし一つの事案に対しては、担当するSSWが継続して対応することを原則としているが、緊急を要する場合、担当外のSSWが対応する事例も発生している。そのため、SSWの勤務体制の強化が課題である。また、対応する児童生徒数が増加しており、今後SSWの増員も課題になる。

大分市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・行政や関係機関と連携した相談活動など包括的な支援を行う。
- ・児童生徒のおかれた様々な環境に働き掛けるとともに学校における教育相談体制の整備、充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・採用人数を5名から15名に増員し、今後も市内全中学校区に配置し、計画的に増員を進める。
- ・不登校児童生徒の出現率の高い中学校区に配置し、その校区の小学校も併せて担当する。
- ・上記以外の小中学校については要請があった場合に派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

〈配置人数〉 15名

〈資格〉 社会福祉士14名・精神保健福祉士4名、教員免許状5名、介護福祉士2名、介護支援専門員2名

〈勤務形態〉 嘱託職員勤務 月17日 1日7.25時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

〈策定の状況〉 配置の目的・スクールソーシャルワーカーの職務内容・活用上の留意点・SSWマネージャー(担当教諭)の役割・年間計画等

〈周知方法〉 ・校長及び担当教諭が参加する連絡協議会や研修会を活用

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- ・研修会（年10回） ・カンファレンス（週1回） ・事例検討会（年3回）
- ・連絡協議会（年2回） ※各学校から校長等管理職、スクールソーシャルワーカー担当も対象

（3）研修内容

〈カンファレンス〉

- ・支援の難しいケースについて出しあい、スクールソーシャルワーカー間で助言し合う。
- ・指導主事も参加し、教職員との連携の在り方について指導助言を行う。

〈事例検討会〉

- ・支援が行き詰まっているケースについてスクールソーシャルワーカーが概要をまとめる。
- ・講師を招聘し、今後の支援について助言を受ける。 ・教職員や関係機関等の職員も参加

〈連絡協議会〉

- ・事業内容及び実施計画について ・配置校担当教諭とスクールソーシャルワーカーの打ち合わせ
- ・実績報告 ・実践発表

〈研修会〉

- ・服務規律 ・虐待ケースの対応 ・障がい特性の理解 ・人権・同和教育 など

（4）特に効果のあった研修内容

- ・前年度の反省から、人権・同和教育や服務規律の研修を実施することができた。
- ・定期的にカンファレンスを実施することにより、より適切な支援に繋がった。
- ・スクールソーシャルワーカーがケースや学校内での困りについて気軽に相談できる機会を作ったことにより、スクールソーシャルワーカーの精神面でのバックアップをすることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 無

（6）課題

- ・採用人数の増加に伴う、スクールソーシャルワーカーの資質の向上のために、研修内容をさらに充実させ、計画的に行うことなど研修体制整備が今後重要だと考えている。
- ・全国の先進的な取組を学べるように、著名な講師を招聘し、研修する必要もある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校支援のための活用事例（③不登校 ⑥その他）

母子家庭。入学当初から登校渋りがあったが、母親が夜間の仕事を始めてから不登校傾向が強まった。家は足の踏み場もないほどごみが散乱した状態で大変不衛生な状況。本児の不登校と家庭環境について管理職からSSWに相談があった。本児との面談を実施。本人の衣服は汚れており、異臭がし髪にはシラミの卵と成虫がいた。本児は、人の目に触れることを極端に嫌い教室に入れないことや、就学前の弟の世話や家事等があり登校ができないことが分かった。次に母親面談を行い、母親に精神疾患があることや仕事が忙しく家事全般を本児に頼っている状況や、本児以外の弟妹に発達課題があり養育が困難なことが分かった。SSWは校内ケース会議を実施し情報共有と役割分担（保清指導、子ども支援、保護者支援、関係機関との連携）を行った。

母親に同行し、弟妹の療育手帳の申請手続きや放課後等デイサービスの利用に向けての申請等を行ったり、子ども家庭支援センターと連携し、就学前の弟の保育園の入園手続きや家庭環境の調整を行ったりした。

これらの支援により、生活が少しずつ落ち着き始め、登校できるようになってきた。また母親の了承を得て、関係機関との情報共有や拡大ケース会議を定期的に行うことで、包括的な支援が展開できるようになった。

【事例2】発達障がいに関する支援のための活用事例（⑥その他 発達障がい）

小学校の頃から、電柱に登る、2階から飛び降りるなどの危険な行為が多かった。中学校入学後も一斉指導が通らない、落ち着きがなく授業中の離席が多い等の課題が見られた。また、友だちとのトラブルや、教員に対する反抗的な言動も多く見られた。

SSWマネージャーから相談があり、SSWは保護者面談を行った。母は数年前に亡くなり、父は持病のため就労が不安定で生活保護を受けている。父は過去に子ども家庭支援センターで受けた検査結果も保管しておらず助言についても覚えていないため、SSWは父の承諾を得て子ども家庭支援センターの支援経過と見立てをケースワーカーから聞き、担任やSCと共有した。その後、校内で協議した結果、再検査を含めて医療につなぐ方向性になり、まずSSWが医療機関のパンフレットを用いて説明。受診する時に父が説明する負担を軽減するために、SSWが情報提供書を作成。当日にはSSWが同行し、父と本人の不安を和らげた。

検査結果を受けて、本人の得意な面も含め、自己理解を深める支援を行った。また、服薬も開始。さらに、学校は見立てをもとに本児へのかかわり方について教科担任、養護教諭等も含め、共通理解を図った。

自己理解が進んだため、本児は服薬を受け入れることができた。また、かかわる教職員が、本人の特性に応じた接し方や配慮を行うことで徐々に落ち着きが見られるようになった。SSWは定期的に保護者面談を継続し、生活の困りも含めて子ども家庭支援センターと連携した支援体制をとっている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・相談等対応延べ件数は30,497件で前年度の3.2倍、対応事案件数は3,273件で前年度の3.2倍
- ・スクールソーシャルワーカーがかかわった生徒指導上の課題のうち、解決、好転した割合は54.1%
- ・保護者自身が抱える家庭内の課題の状況が解決、好転した割合は52%

(2) 今後の課題

- ・全中学校区配置に向けたスクールソーシャルワーカーの増員と人材確保
- ・スクールソーシャルワーカーの質の担保のための研修の充実
- ・学校とスクールソーシャルワーカーとの連携、協働に向けた教職員への研修や啓発の在り方

宮崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校と教育相談センターが連携し、問題を抱える児童生徒がおかれた環境への福祉的な立場からの助言支援や教育相談センターにおける他の相談員との連携等により、いじめや不登校などを未然に防止したり早期に対応したりすることに資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

教育委員会の補助機関として、教育相談センターを設置し、スクールソーシャルワーカー2名を配置するとともに、学校経営アドバイザー1名、チーフスクールアドバイザー1名、スクールカウンセラー3名、特別支援教育相談員5名を配置し、相互の連携を図りながら相談活動や支援活動を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

2名（教員免許状） 1週間あたり29時間以内の勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

宮崎市スクールソーシャルワーカー設置要綱を施行し、市校長会や生徒指導に関する学校訪問を通して、スクールソーシャルワーカーの活用について広報を行う。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

県スクールソーシャルワーカー、県スクールカウンセラー研修会に参加

（2）研修回数（頻度）

年3回実施

（3）研修内容

事例研修会

（4）特に効果のあった研修内容

宮崎県が主催する研修会に参加することで、専門的知識だけでなく、他市町村との情報交換も行うことで本市の活動の参考となった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 なし

○活用方法 なし

（6）課題

○ SSWを2名配置しているが、小中学校のケース会議への参加や、電話相談や来所相談などの増加により研修時間の確保が難しい。

○ 現在、県の研修に参加しているが、市独自の研修を行うためには予算や人材の確保が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（③）

5年生時は数日の欠席があったが、6年生の4月から登校ができなくなった。登校するときも給食の直前に登校し、別室で過ごすという状況である。スクールサポーターや児童相談所も関わっているが進展がない状況で、教頭がSSWに相談することを母親に薦め、母親からSSWに電話相談があった。SSWが数回の電話相談を行った後、スクールサポーターとともに家庭訪問を行い直接話し合いをすることができた。SSWが学校で児童と会うことも了承してもらい、後日、学校で児童と話をすることができた。母親や児童との信頼関係ができ、SSWが学校に行く日には児童は登校できるようになった。SSWと話をすることで中学校への進学が前向きになり、卒業の際にもSSWと様々なかわりを持つことができ、中学校へ進学後は不登校も改善している。

【事例2】その他（③ ⑥発達障害等に関する問題）

特別支援学級に在籍しており、小学校2年生から登校しづりがあったが、6年生になり欠席が急増した。学校からの紹介で市教育相談センターに母子で来所し、SSWに相談を行い生活のリズムを整えることなど助言を行った。また、学校の要請によりケース会議を実施し、小学校の校長、教頭、学級担任、特別支援教育コーディネーター、中学校の特別支援学級の担任、特別支援教育コーディネーター、社会福祉課とSSWが参加した。この会議は、児童の不登校状態の解決と、中学校への進学のための協議を行ったが、小中の連携や、福祉関係の機関との連携を深めることができ、非常に効果的であった。その後も、SSWと社会福祉課のケースワーカー、小学校の特別支援教育コーディネーターが連携して家庭訪問を行い、中学校への進学についての不安感の解消と、福祉面でのサポートを確認することができた。現在も中学校でSSWが入った支援を継続中である。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 年々増加している教育相談センターへの相談件数を、学校経営アドバイザー、スクールカウンセラーと共に連携し、円滑な対応をすることができた。
- SSWの活用について校長会など様々な機会を通じて周知徹底したことで、各学校が不登校児童生徒等の指導・支援について協議するケース会議に積極的に参加する場面が増加した。
- ケース会議に参加し、それぞれの関係機関の立場での意見及び情報を共有することで多角的な解決策を協議することができた。また、SSWは学校（担任）へ、対象児童生徒に対してどのように対応すれば良いのか具体的な手立てをアドバイスすることで、学校（担任）が効果的な指導をすることができた。
- 保護者は、学校（担任等）に直接言えないことも、第三者で信頼できる機関には安心して話せる。時間に縛られずに率直な思いや日頃の不満を話せたことで気持ちが楽になり、相談する前は興奮気味な状況だったのが、終了後には落ち着いた気持ちで対応ができるようになった。

(2) 今後の課題

- 教育相談センターへの電話相談や来所相談や、SSWが直接学校に出向いて相談を実施することができた。しかし、家庭に出向いたり関係機関と一緒にいたり等の支援は、まだ十分とはいえない。
- 特別支援教育の手法に基づいた指導が必要であるケースも年々増加しているため、多様なケースに対応できる資質向上が必要である。

鹿児島市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

スクールソーシャルワーカーを活用し、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等の背景にある家族や友人関係、地域、学校などの環境への働きかけ、問題行動等の解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内117校（78小学校、39中学校）を担当する4人のスクールソーシャルワーカーのうち、1人をコーディネーターとして位置付け、事案に対応している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：4人

資格：社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、教員免許状、心理カウンセラー等

勤務形態：概ね週4日、1日6時間（9：00～16：00）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

実施要項等で趣旨や事業内容を定め、年度当初、各学校に周知するとともに、校長研修会や教頭研修会、生徒指導主任・担当者研修会等でも周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

市教育委員会主催の研修会を月1回程度

（3）研修内容

市教育相談員や市スクールカウンセラー、臨床心理相談員を交えた事例研修会や講師を招聘した研修会を実施

（4）特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラー等と事例検討等を行うことで、その後の事案対応の際に、連携が取りやすくなった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 無

○活用方法

（6）課題

- ・ 資質向上の機会としての研修時間の確保
- ・ 様々な要因が絡み合っている事案に対応するための研修内容の工夫・改善

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】虐待対応のための活用事例（①貧困対策、③不登校、④児童虐待、⑥心身の健康・保健に関する）

○ 事例概要

- ・ Aは、学校への行き渋りがみられた。
- ・ Aは、身体的虐待が疑われる状況にあった。

○ 支援内容

- ・ スクールソーシャルワーカーが学校を訪問し、状況を確認した。
- ・ ケース会議の開催を提案し、児童相談所、市福祉課・保護課、警察等の関係機関と情報の共有を行い、今後の対応について検討した。
- ・ Aの進学に関して、関係機関と連携を図って進めた。
- ・ Aの療育手帳取得のため、スクールソーシャルワーカーが申請手続き等の支援を行った。

○ その後の対応

- ・ Aは、スクールソーシャルワーカーと連絡を取りながら、定期的な面談を継続した。
- ・ 面談を継続した結果、Aは進学に向けての意欲が出てきた。
- ・ Aは、療育手帳を取得することができ、進学も決定した。

【事例2】不登校、家庭環境改善のための活用事例（①貧困対策、②不登校）

○ 事例概要

- ・ Bは、中学校入学後、不登校になった。
- ・ 保護者も連絡が取りにくく、家庭訪問をしても会えないことが多いため、連携が難しい。

○ 支援内容

- ・ スクールソーシャルワーカーが学校を訪問し、状況を確認した後、情報の共有と支援策等を検討した。
- ・ 保護者のBに対する困り感が強かったため、スクールソーシャルワーカーがBの保護者と面談を行い、支援策を話し合った。
- ・ 家庭環境の改善に向けて、ケース会議を開催し、関係機関と情報共有を図り、今後の対応について検討した。

○ その後の対応

- ・ スクールソーシャルワーカーは、関係機関と連携を図りながら、B及び保護者との面談を継続して行っている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 対応児童生徒数186人のうち40%程度の問題が解決又は好転している。
- ・ 学校側が積極的にスクールソーシャルワーカーの派遣を要請し、関係機関とも連携しながらケース会議等を重ねることで、
学校の対応力も向上してきている。
- ・ スクールソーシャルワーカー活用事業の趣旨等の関係機関への周知が年々図られ、連携が取りやすくなった。

（2）今後の課題

- ・ 様々な要因が絡み合っている事案に対応するため、スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上を図る必要がある。